

みんなではぐくみ、つなぐ
富士山と緑の輝くまち

第三次富士市緑の基本計画



令和8年3月
富士市

はじめに

雄大な富士山の南麓に位置する本市は、富士・愛鷹山麓の自然の恵みである豊富な地下水や温暖な気候に恵まれた、緑豊かな魅力ある都市であるとともに、古くから紙のまちとして発展し、産業都市として着実に歩んでまいりました。

また、本市では、都市における良好な生活環境の形成や緑の保全・創出の計画的な推進が必要であるため、平成28年3月に「富士市緑の基本計画（第二次）」を策定し、安心・安全で快適な都市環境の実現に努めてまいりました。



このような中、近年では気候変動を背景とした激甚化・頻発化する自然災害への対応や、カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、Well-being（ウェルビーイング：幸福度）の実現など、国が策定した緑の基本方針による新たな課題への対応が求められるほか、若年層の人口流出やデジタル社会への進展等、持続可能な都市づくりを進めていくことが重要な課題となっております。

これらの課題に対応し、本市の緑の資産を活かしたまちづくりを着実に推進し、市民・事業者が連携・協働して、次世代につないでいくため「第三次富士市緑の基本計画」を策定いたしました。

緑に関する総合的な指針となる本計画では「みんなではぐくみ、つなぐ 富士山と緑の輝くまち」を将来像として掲げ、富士山を望むまちを彩る多種多様な緑の質の向上によって、より一層緑が輝き、地域のWell-beingを高めるまちを目指してまいります。

計画の実現には、行政のみならず、市民や事業者の皆様との連携した取組が不可欠でありますので、多くの皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、策定市民懇話会の委員の皆様をはじめ、多くの皆様から貴重なご意見をいただきましたことに感謝申し上げます。

令和8年3月

富士市長 金指 祐樹

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 緑の基本計画とは	1
1-2 計画策定の背景と目的	1
1-3 対象とする緑	2
1-4 緑の機能	3
1-5 計画の位置付け	4
1-6 計画期間	4
1-7 計画対象区域	4
1-8 前提とした国・県等の動向及び前計画の検証	5
(1) 国の動向	5
(2) 県の動向	6
(3) 本市の上位関連計画	6
(4) SDGsへの貢献	7
(5) 前計画の検証（施策の進捗状況）	8
第2章 本市の概況	9
2-1 緑を取り巻く状況	9
(1) 市の地理的概要	9
(2) 自然的条件	10
(3) 社会的条件	13
(4) 緑の現況（都市計画区域）	17
(5) 緑地（施設緑地、地域制緑地）の現況	18
(6) 機能別の緑の現況と課題	20
2-2 市民の意識	28
(1) 緑の豊かさと満足度について	28
(2) 緑地の保全・緑化の推進に関する取組について	30
2-3 課題と策定の視点	32
(1) 課題のまとめ	32
(2) 策定の視点	34

第3章 緑の将来像と目標 35

3-1	将来像.....	35
3-2	目標.....	36
3-3	施策の柱.....	37
3-4	緑の配置方針と将来構造.....	38
	(1) まもりつなぐ緑.....	39
	(2) いかす緑.....	40
	(3) はぐくむ緑.....	41

第4章 施策 42

4-1	施策の構成.....	42
4-2	施策と取組の方向性.....	44
	施策の柱1 緑をまもりつなぐ.....	44
	施策の柱2 緑をいかす.....	48
	施策の柱3 みんなではぐくむ.....	53
	横断的視点.....	57

第5章 計画の推進に向けて 59

5-1	推進体制.....	59
5-2	進捗管理.....	60
	(1) PDCAによる施策・取組の推進.....	60
	(2) アクションプランの作成.....	61

参考資料 63

【参考資料1】	策定経過.....	64
【参考資料2】	用語集.....	67

<本計画に掲載した表、グラフ中の数値について>

- ・集計値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。
- ・構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも100%とならない場合があります。

第1章 計画の基本的事項

1-1 緑の基本計画とは

都市における良好な生活環境を形成するためには、緑（樹林地や草地など）の保全、公園の整備、民間施設や公共施設の緑化等により、緑の保全・創出を計画的に進めていくことが必要です。

緑の基本計画とは、地域の特性に合わせて、市民、事業者、行政が協力して緑の保全・創出に関する施策や取組を総合的に展開していくために、市町村が策定する計画です。

1-2 計画策定の背景と目的

計画策定の背景

近年、気候変動を背景とした激甚化・頻発化する自然災害への対応、ゼロカーボンの実現、ネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を止め、回復傾向へと向かわせること）など、特に環境、防災に関する取組の充実や、Well-being（ウェルビーイング：幸福度）の向上、子ども施策の推進等、より暮らしやすい社会をつくっていくことが国全体で大きな課題となっています。これらの課題に対し、緑地の持つ機能を活かした取組を進めていくことが、国が策定した「緑の基本方針」などにおいて、重視されています。

また、本市では人口減少が進む中、持続可能な都市づくりを進めることが重要な課題であり、市民・事業者・行政が連携・協働して、緑を活かしたまちづくりを着実に推進していくことが求められています。

計画策定の目的

「富士市緑の基本計画（第二次）」（以下「前計画」という。）が令和7（2025）年度末に満了することを受け、様々な背景を踏まえつつ、特に次の点を考慮しながら環境や社会の変化に対応した新たな緑の方針を定めることにより、持続可能な都市づくりを進めていくことを目的として、緑地の保全と緑化の推進に関する本市にふさわしい基本計画として「第三次富士市緑の基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

<特に考慮した点>

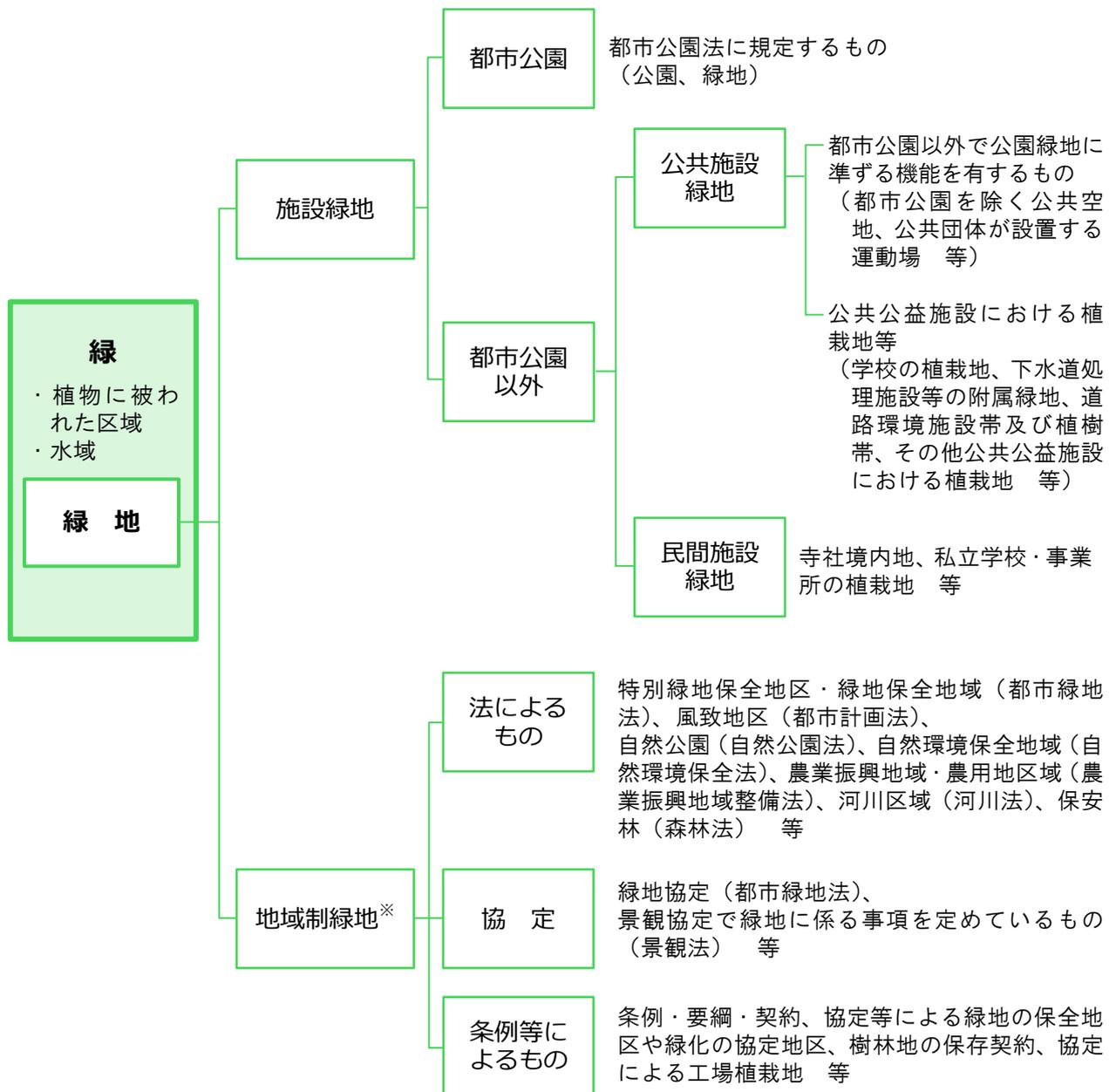
- 国の「緑の基本方針」、上位計画である第三次富士市都市計画マスタープランをはじめとする国、県、市の新たな動きへの対応
- 市民、事業者の幅広い意見の反映と、協働の更なる推進
- これまでの取組を踏まえた、施策の選択と集中
- 指標の見直しと取組の進行管理を考慮したアクションプランづくり

1-3 対象とする緑

本計画では、次のものを「緑」と表します。

- ・ 樹林地や草地、公共施設や住宅の庭先、事業所の植栽地、農地など植物に被われた区域
- ・ 河川、池沼、湧水地などの水域

「緑」のうち、本計画において施策が対象とする「緑地」は次のように分類されます。



※地域制緑地…一定の土地の区域に対して、法律や条例により土地利用を規制することで、緑地を保全する制度のこと。

図 1.1 対象とする緑

1-4 緑の機能

本市には、富士山麓の広大な樹林地、郊外の水田や畑、市街地にある公園や街路樹、公共施設・住宅・事業所に植えられた樹木や草花、河川、湧水地など、多種多様な緑が存在しています。

これらの緑は、次の機能を果たすことで、環境にやさしく、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりに貢献しています。

環境保全

- 大気の浄化
- 二酸化炭素の吸収
- 騒音・振動の緩和
- 水源のかん養
- 動植物等の生息・生育環境の保護
- ストレスの少ない住環境の実現 等



防災

- 地震・火災等の災害時における避難路・避難場所
- 延焼の遅延や防止
- 雨水の一時貯留・浸透による浸水被害の軽減
- 被災後の応急復旧及び救援活動の拠点 等



レクリエーション・コミュニティ

- 市民の交流の場
- 子どもの遊び場
- 運動・健康づくりの場
- 散策・休憩の場
- 自然とのふれあい 等



景観

- 雄大な富士山を望む自然的景観の形成
- 富士市のシンボルとなる都市景観の形成
- 里山をはじめとする緑豊かな風土景観の形成
- 都市化により視覚から受けるストレスの緩和 等



1-5 計画の位置付け

緑の基本計画は、都市緑地法に基づいて市町村が定めることができる「都市における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」です。

本計画は以下のとおり位置付けられ、国や県の動向と、本市の上位関連計画を踏まえ策定しました。

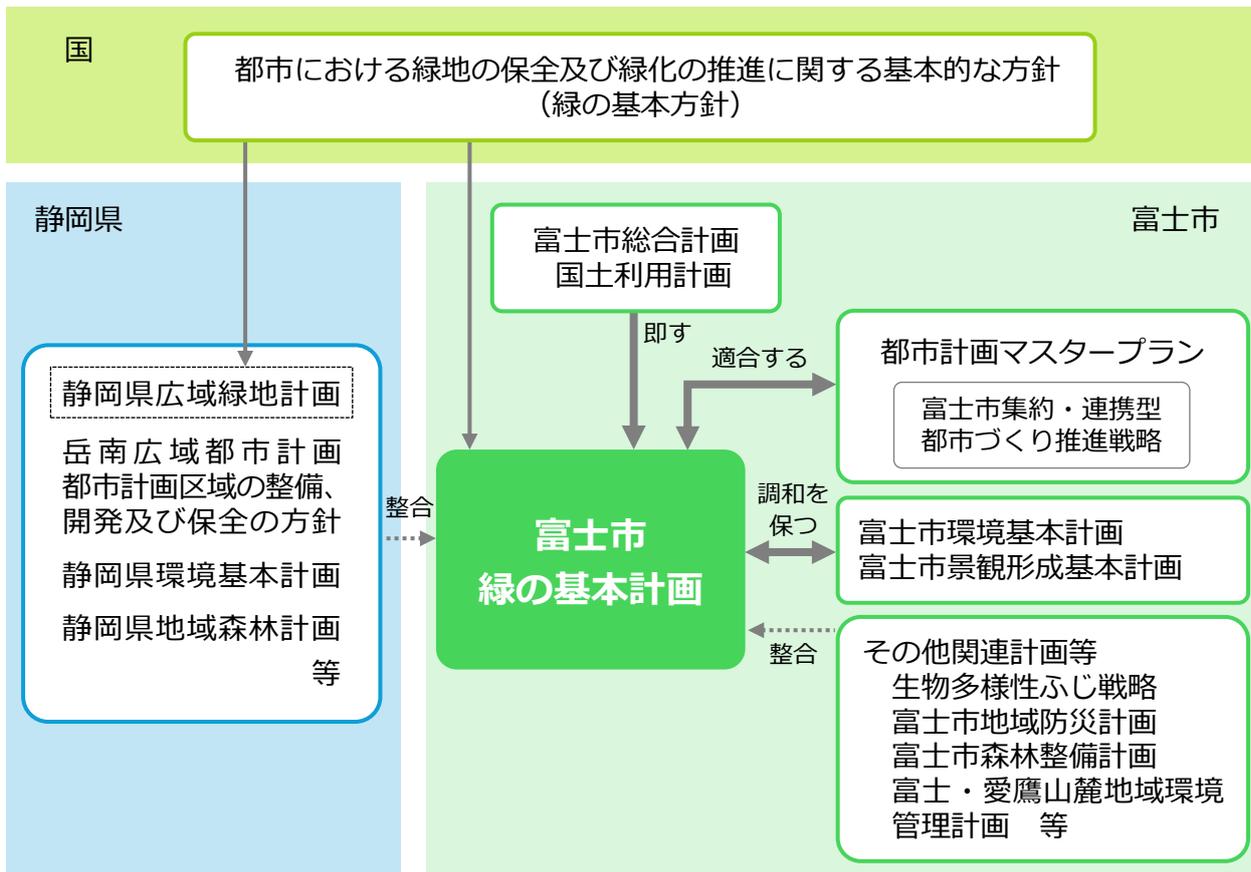


図1.2 計画の位置付け

1-6 計画期間

本計画の目標年度は、令和17(2035)年度とします。

ただし、社会経済情勢の変化、市民の意向等を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて適切な見直しを図ります。

1-7 計画対象区域

本計画の対象区域は、富士市(都市計画区域)とします。

1-8 前提とした国・県等の動向及び前計画の検証

(1) 国の動向

①都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）

国土交通省は令和6（2024）年12月に「緑の基本方針」を策定し、「人と自然が共生し、環境負荷が小さく、Well-beingを実感できる緑豊かな都市」を将来的な都市のあるべき姿としました。個別目標にはカーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、Well-beingの実現が示され、多様な主体の連携や民間資金の活用が重要とされています。市町村には、これらを踏まえた緑の基本計画の策定や都市公園の整備・管理を求めています。

②グリーンインフラの実装

「グリーンインフラ」とは、「自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの」です。国の「グリーンインフラ推進戦略2030」では、グリーンインフラの活用が当たり前の社会を目指し、市町村の緑の基本計画にもグリーンインフラを取り入れ、地域における取組を促進することを求めています。

③都市公園の柔軟な管理運営

都市公園をはじめとする緑とオープンスペースの新たな時代に向けた基本的考え方と施策の方向性を取りまとめた平成28（2016）年の検討会報告を受け、国は平成29（2017）年に都市公園法を改正し、公募設置管理制度（Park-PFI）などの新たな制度を創設しました。これらを利用し、官民の連携による公園施設の設置が行われていますが、柔軟な管理運営や社会の変化（デジタル化やコロナ禍）への対応には課題が残っています。

こうした背景から令和4（2022）年に新たな検討会が設置され、「使われ活きる公園」を目指す新たな提言がまとめられ、3つの変革（まちの資産化、個性の活用、共創）と、それに基づく3つの戦略・7つの取組が提示されました。

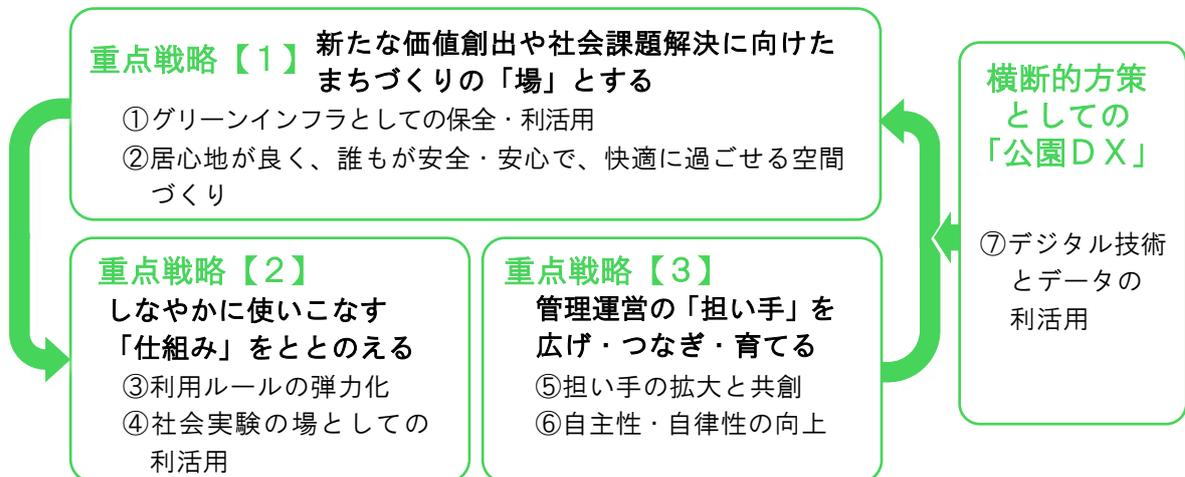


図 1.3 都市公園新時代に向けた重点戦略

（「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言（本文）」及び「同（概要）」を基に作成）

(2) 県の動向

○岳南広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和8年3月改定予定）

さらに進む人口減少と少子高齢化、地球温暖化、頻発・激甚化する自然災害、住民ニーズの多様化などに対応する必要があることを踏まえ、効率的な都市活動の実現、脱炭素社会の構築、安全な都市空間の形成、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進による都市サービスの高度化などを図るため、都市機能や居住を集約する拠点を中心に、集約連携型都市構造の実現を目指すとしています。

＜自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針の「基本方針」（要点）＞

- ・ 区域の特性を活かしながら、生物多様性の保全、良好な景観の形成、気候変動への対応など自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるため、グリーンインフラの取組を推進する。
- ・ 恵まれた自然環境の保全を図る。
- ・ 今後さらに多様化する余暇活動に対するレクリエーション施設などの整備、地震などの災害に対応する避難地・避難路などの確保が重要な課題となっており、富士山の自然環境を保全・活用し、自然と調和した土地利用を展開することにより、緑と潤いのある良好な都市機能を有する都市の形成を図る。

(3) 本市の上位関連計画

都市緑地法及び国の示す「緑の基本方針」の個別目標を踏まえ、整合を図ることが求められる本市の計画等について整理しました。

①第六次富士市総合計画（令和4（2022）年3月）

社会経済情勢の著しい変化が予想される中、目指す都市像を「富士山とともに輝く未来を拓くまちふじ」とし、地域をリードする中核的な都市として、地域全体の持続的発展と魅力向上を図るほか、SDGs未来都市として、経済・社会・環境の三側面が調和した持続可能な未来を切り拓いていくことを目的としています。

②第三次富士市都市計画マスタープラン（令和6（2024）年3月）

基本理念を「富士山とともに輝き 誰もが住みたい・住み続けたい都市づくり」とし、今後の都市づくりを総合的・計画的に進めていくため、5つの分野に基本方針を定めています。

このうち、都市環境の基本方針では、豊かな水、緑の保全と活用による自然環境と調和・共生した都市環境の維持・創出や、公園の整備、維持管理及び見直しの推進などを基本的な考え方としています。

③第三次富士市環境基本計画（令和3（2021）年3月）

環境問題や社会情勢の変化に対応するため「第三次富士市環境基本計画」を策定しました。令和32（2050）年度の環境像を「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」、令和12（2030）年度の将来像は「ふじ・水循環共生圏2030」とし、水循環を軸に脱炭素・自然共生・循環型社会の実現を目指しています。緑に関しては、生物多様性の保全、森林や緑地の適正管理・創出、緑化の推進などを重点項目としています。

④生物多様性ふじ戦略（令和2（2020）年3月）

生物多様性の減少や環境の変化に対応するため、「生物多様性ふじ戦略」を策定しました。令和32（2050）年の将来像を「いきものと深くつながり、めぐみあふれるまち ふじ」とし、令和12（2030）年までの目標に「生物多様性への理解の浸透と未来へつなぐ取組みの推進」を掲げています。多様な生物や生態系を守っていくため、社寺林などの樹林の保護・維持管理、事業所や家庭における生物多様性に配慮した緑化の推進など、緑の保全・緑化に関する取組を位置付けています。

（4）SDGsへの貢献

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までにより良い世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲット（具体目標）で構成されており、本計画の取組は、主に目標3・6・11・13・14・15・17の実現に貢献します。



図1.4 本計画の取組が貢献するSDGsの目標

(5) 前計画の検証（施策の進捗状況）

前計画は、4つの基本方針に沿って22の基本施策を設定し、69の取組を位置付け、緑地の保全、公園の充実、緑化の推進を、市民・事業者・行政の協働で進めてきました。その成果を測るため、市民満足度に重点を置いた22の成果指標を設定しました。

成果指標の目標達成状況と、取組の進捗状況は次のとおりです。

①成果指標の目標達成状況

22の指標中、19指標が目標値と開きはあるものの、近づく方向で推移していました。また、2指標が前計画から変化なし、1指標で目標値と現況（令和6（2024）年度）に乖離が見られました。

市民満足度に関する目標値について、多くの取組が順調な経過を見せ、成果指標も目標値に向けて推移しましたが、現状値の1.5～3倍程度と大きく引き上げる値に設定したことが、多くの指標で目標値と現況が離れている主な要因です。

本計画では、進捗管理を適切に行うよう、過去の推移も踏まえ施策の成果を的確に示す指標及び目標値を設定し、中間段階での検証を行うことが必要です。

②取組の進捗状況

69の取組中、59の取組が順調に推移しました（令和5（2023）年度末時点）。

実施したものの進捗に課題のある取組は、比奈公園の整備など7件、未着手の取組は公園のストック再編など3件でした。

課題のある取組、未着手の取組については、国や県の最新動向、本市の緑を取り巻く状況などを踏まえ見直すとともに、引き続き必要性の高い取組については実施手法を再検討することが必要です。

表1.1 前計画の施策の進捗状況 (単位：件)

基本方針	①成果指標の目標達成状況			②取組の進捗状況			
	目標値に近づく方向で推移	変化なし	目標値と乖離	取組を実施・継続		未着手	
				経過は順調	順調に進んでいない		
1	うるおいある生活環境と災害に強いまちを支える緑と水を守ります	5	—	—	22	2	—
2	身近な公園、特色ある公園を充実します	7	—	—	9	3	3
3	富士山を望むまち並みを彩る花と緑を育てます	6	1	—	13	—	—
4	市民、事業者と協力して花と緑にあふれるまちをつくります	1	1	1	15	2	—
計		19	2	1	59	7	3

第2章 本市の概況

2-1 緑を取り巻く状況

(1) 市の地理的概要

本市は、静岡県東部に位置し、北に富士山、東に愛鷹山を仰ぎ、南に駿河湾を望みます。また、市内には日本三大急流の一つである富士川が流れ、自然と都市が共存しています。

市域は、東西に23.2km、南北に27.1kmの広がりを見せ、総面積は244.94km²あり、静岡県の面積の3.1%を占めています。

富士山を仰ぐ市の北部や、東部の愛鷹山麓、富士川以西の山間部には森林が広がり、南部では田子の浦港を中心とした海岸線が東西に伸びています。また、富士川をはじめ、多くの河川が市内を流れ、東部には貴重な植物が分布する浮島ヶ原が広がるなど、豊かな自然に囲まれています。

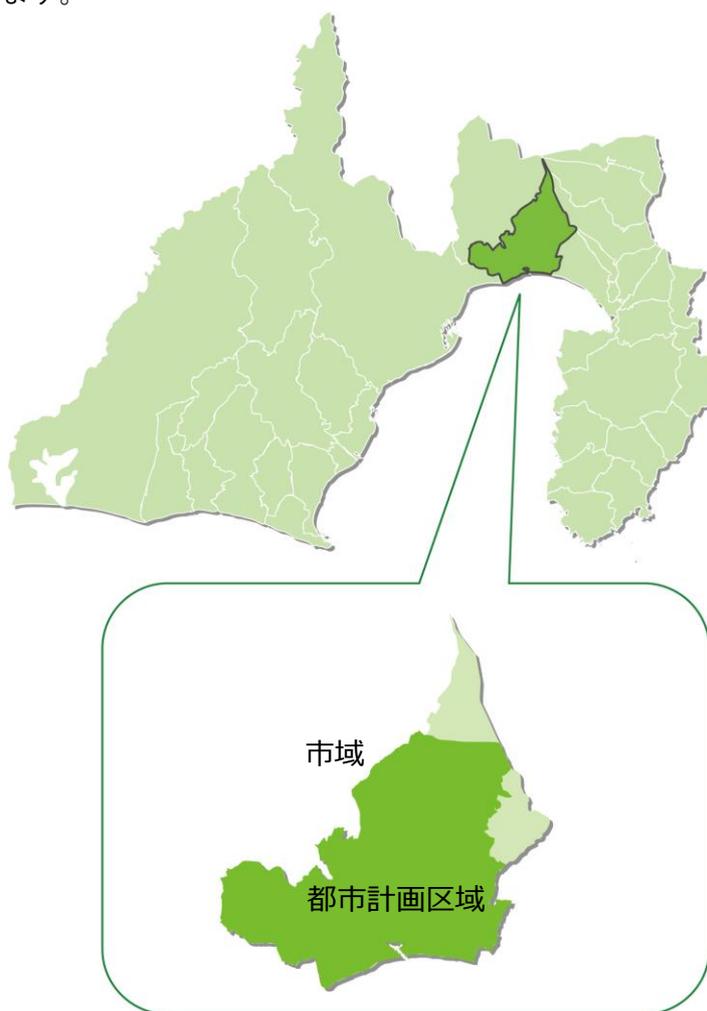


図2.1 本市の位置と都市計画区域

(2) 自然的条件

①地勢

本市の地形は、南の駿河湾に面した平地、北側と西側の丘陵地、山地帯から成り立っています。

富士山頂付近から駿河湾にかけて広がる本市は、標高約 3,680m（国土地理院 2 万 5 千分の 1 地形図による）の富士山 9 合目付近から、標高 0m の海岸線に至る極めて大きな標高差を有しています。

また、富士川をはじめ、富士山麓を水源とする河川や水路が平地を縦横に流れています。さらに、市東部の今泉・原田・吉永地区には多くの湧水地があり、緑が支える水環境にも特徴が見られます。

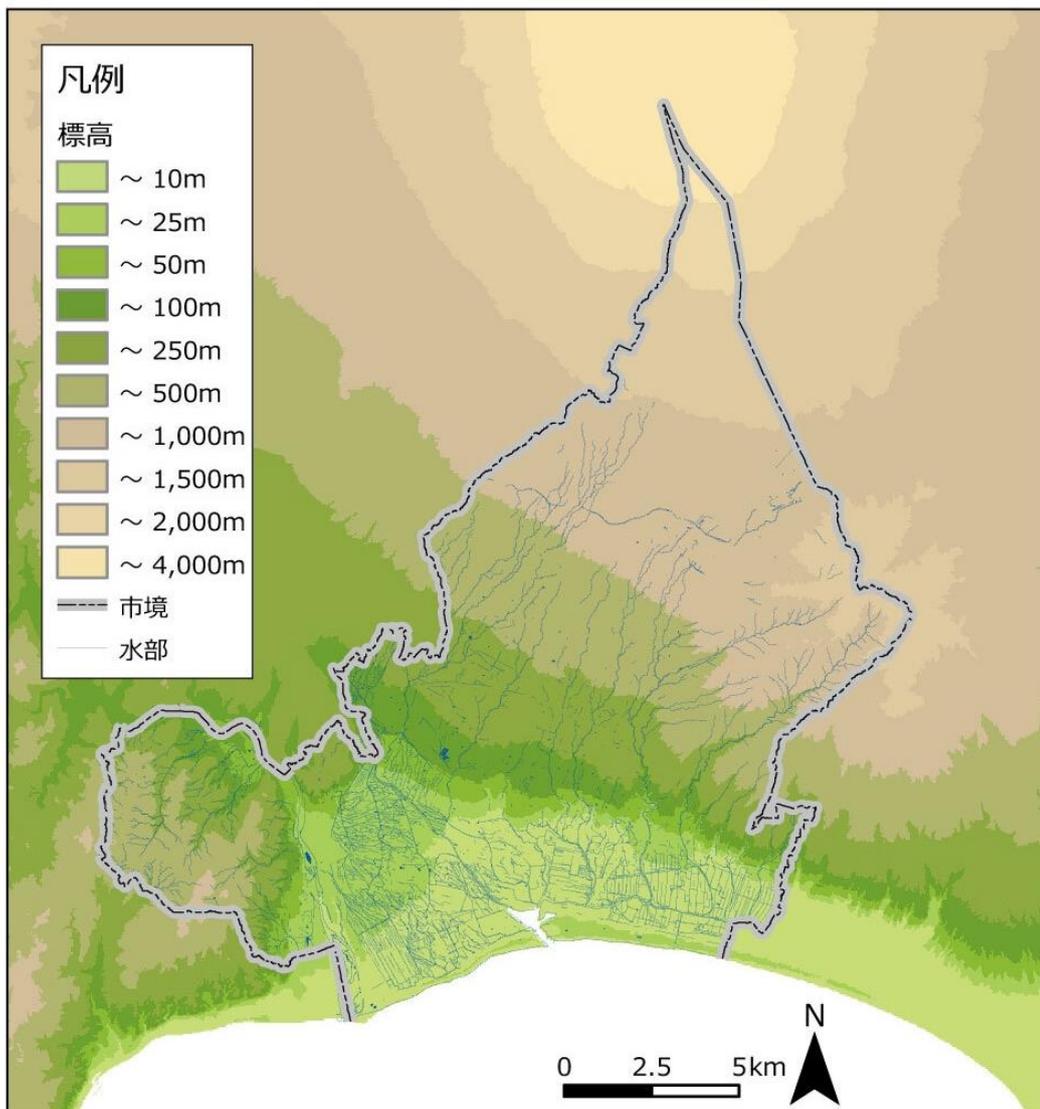


図 2. 2 本市の標高および河川
 (富士市都市計画基本図・基盤地図情報を基に作成)

②植生

北部の山地の大部分が、スギ・ヒノキの植林地で占められていますが、富士・愛鷹山麓の一部に落葉広葉樹、常緑広葉樹の天然林が見られます。

南部の平地の大部分は市街地と耕作地が広がり大部分を占めますが、浮島ヶ原を中心とする地域には湿生植物の生育地が点在しています。

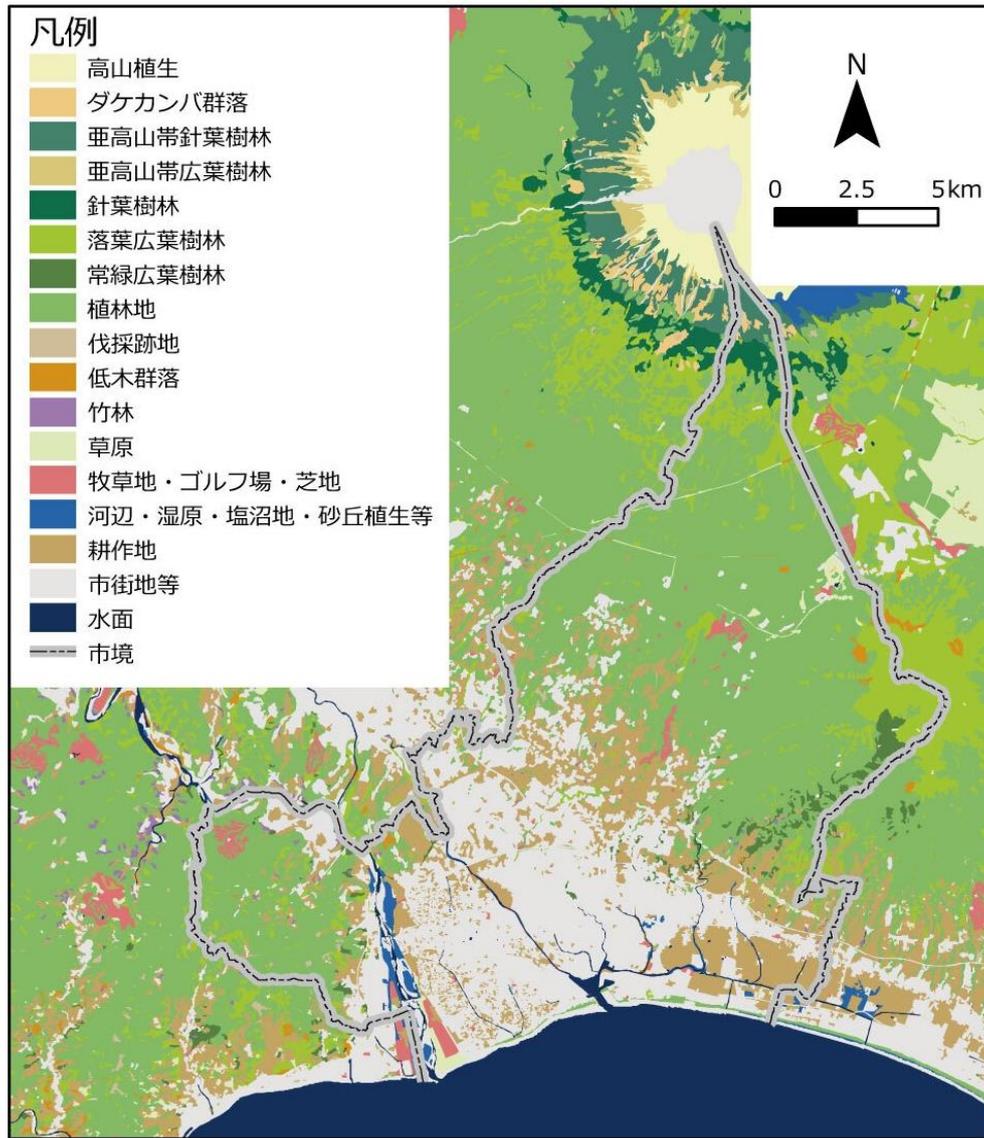


図 2.3 本市の植生

(環境省第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査を基に作成)



図 2.4 本市の地形と植生分布

③動植物

本市では植物 2,656 種、動物 3,272 種、合計 5,928 種の生物が確認されています。

海岸部には、コウボウムギやハマヒルガオなどの海浜植物が生育し、千本松原から続くクロマツ林が海岸の特色ある景観を形づくっています。

河川部には、富士川や潤井川などが流れ、カワラヨモギやカワラナデシコなど、河川の流れの違いに応じて様々な群落が形成され、アユやウグイなどの魚類、カモ類や猛禽類などの鳥類が生息しています。

平地部では、都市化により緑地が減少していますが、広見公園や社寺林には、シイ類・カシ類などの常緑広葉樹林などが残されています。田園・湿地にはコサギやカルガモなどの鳥類、ニホンアマガエルなどの両生類、アキアカネやシオカラトンボなどの昆虫類といった、平野部の水辺に見られる動物が多く確認されています。

山地部には、標高や地形に応じて、スギやヒノキの人工林や、ブナ・ミズナラなどの天然林が広がっています。富士山や愛鷹山には、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカなどの哺乳類や、サンコウチョウ、オオルリ、キビタキなどの森林性の鳥類、アサギマダラやミドリシジミなどの昆虫類が生息しています。

湿地では、浮島ヶ原の湿地性植物であるヨシやノウルシ、サワトラノオなどがみられ、池沼や湿地周辺ではギンブナ、ナマズなどの魚類、ギンイチモンジセセリやギンヤンマなどの昆虫類も確認されています。

このように、富士市には地形と環境に応じた多様な動植物が生息しており、豊かな生態系が広がっています。



ノウルシ



サワトラノオ



ナヨナヨワスレナグサ

図 2.5 浮島ヶ原の湿地性植物

(3) 社会的条件

①人口の推移

本市の人口は、平成22(2010)年をピークに減少に転じ、令和27(2045)年には約20.1万人まで減少すると推計されています。また、年少人口は減少傾向に、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化も一層進む見込みです。

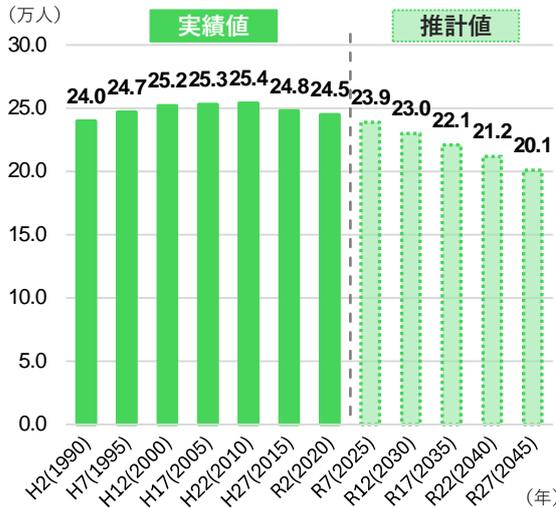


図 2.6 総人口の推移

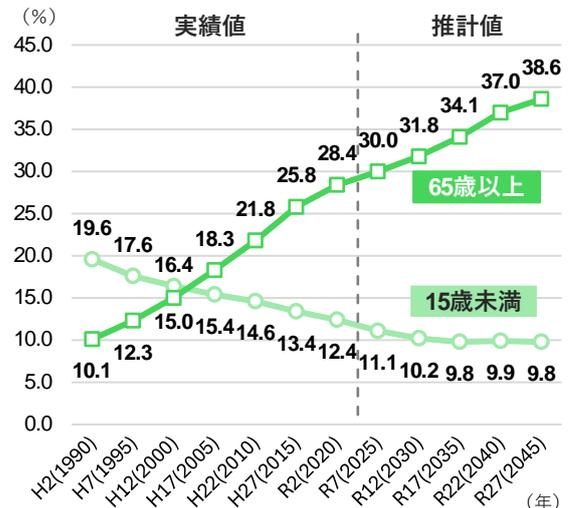


図 2.7 高齢化率・年少人口割合の推移

【実績値】国勢調査、【推計値】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」を基に作成

②財政

平成23(2011)年度から令和2(2020)年度における本市の財政規模は、社会保障や医療関係経費の増加、公共施設の長寿命化、都市活力再生に向けた取組などにより拡大してきました。

令和4(2022)年度以降は、人口減少と少子高齢化が進む中、一層厳しさを増すことが予測されます。本市の歳出全体の減少に伴い、道路、公園、公共施設などの整備費や維持費も減少する見込みです。限られた予算の中で既存の施設を適切に管理しつつ利用者に対するサービスを維持・向上していくため、整備と維持管理のバランスを見直す必要があります。

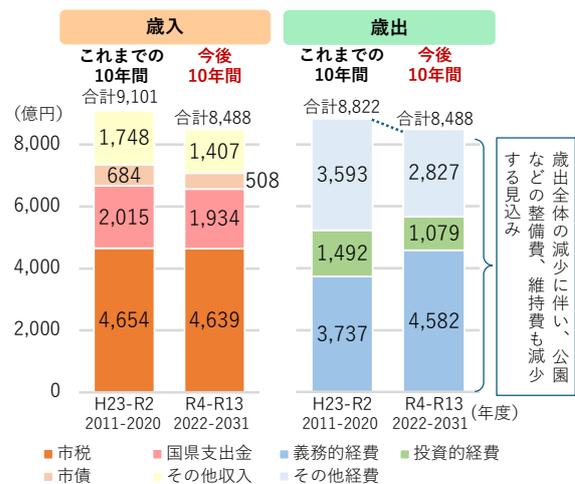


図 2.8 歳入・歳出の見込み
 (「第六次富士市総合計画」を基に作成)

③土地利用

本計画が対象とする都市計画区域の土地利用は、自然的土地利用（農地、山林、水面・河川敷・海浜等、その他自然的土地利用）が全体の61.5%を占めています。

前計画時と比較すると、市街化区域では宅地（住宅用地・商業用地・工業用地等）の割合が増加し、自然的土地利用*（主に農地）の割合が低下しています。

表 2.1 都市計画区域内の土地利用状況（令和4（2022）年度）

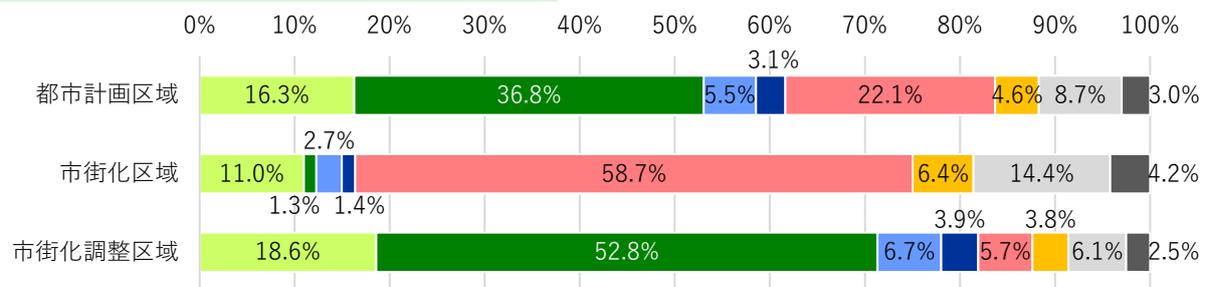
（単位：ha）

利用区分		都市計画区域		
		市街化区域	市街化調整区域	
自然的 土地利用	農地	2,690.2	350.5	2,339.7
	山林	8,711.7	61.8	8,649.9
	水面・河川敷・海浜等	1,071.9	156.0	915.9
	その他自然的土地利用	505.7	50.4	455.3
都市的 土地利用	宅地	4,550.0	3,664.3	885.7
	公共・公益施設用地	975.4	412.3	563.1
	道路・交通施設用地	1,861.0	977.5	883.5
	その他の空地	738.2	259.9	478.3
合計		21,104.0	5,932.6	15,171.4

（令和4（2022）年度都市計画基礎調査を基に作成）



前計画（平成23（2011）年度都市計画基礎調査）



現況（令和4（2022）年度都市計画基礎調査）

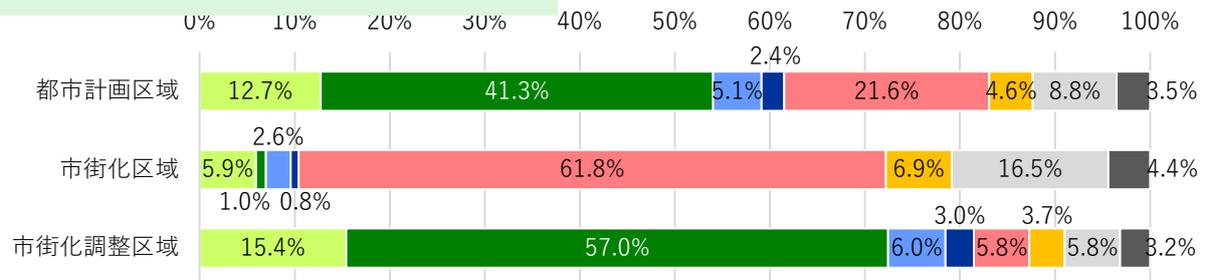


図 2.9 都市計画区域内の土地利用状況

※平成28（2016）年3月に旧富士川町域の山間部が都市計画区域に編入されたため、都市計画区域の全域及び市街化調整区域で山林の割合が増加

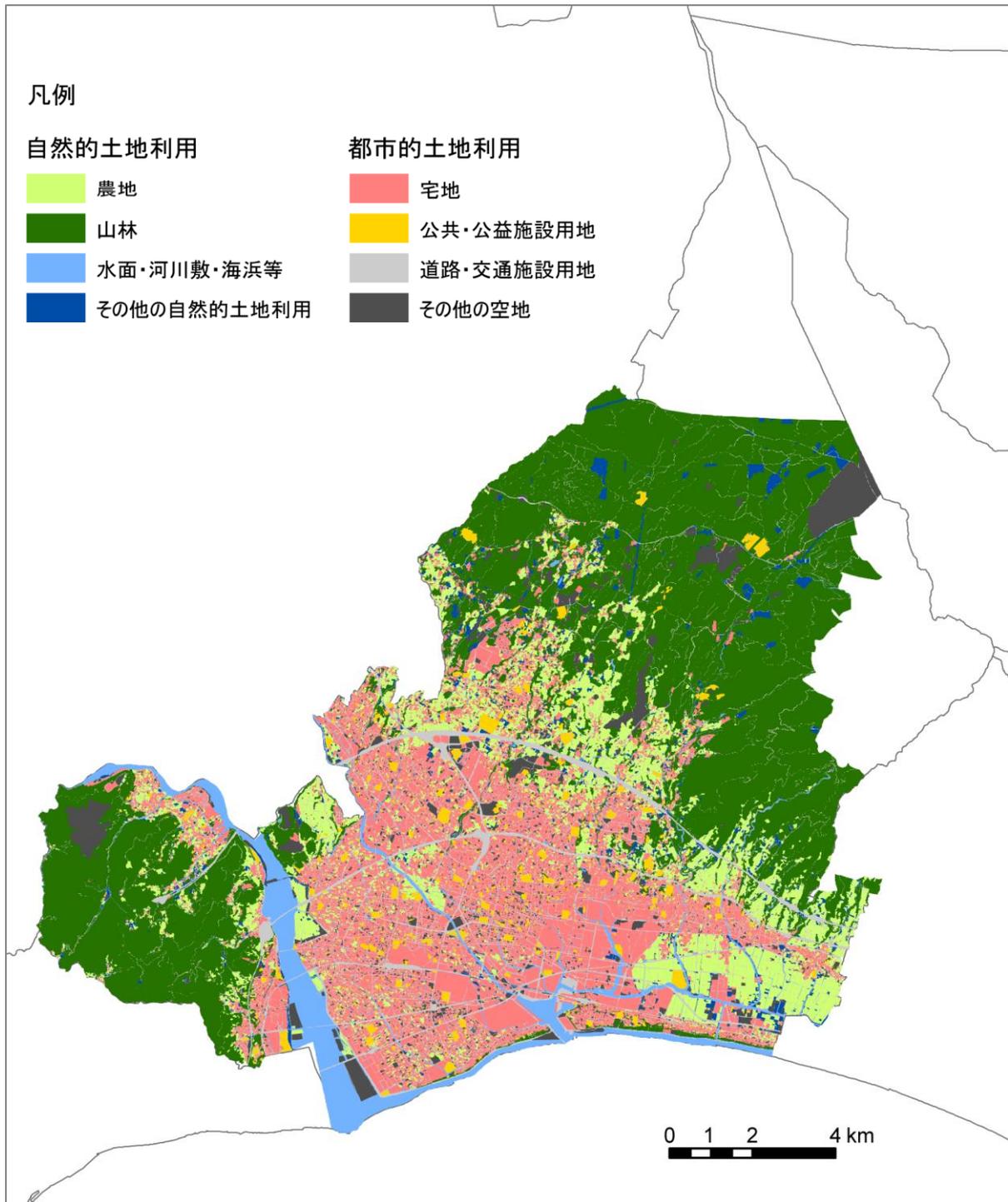


図 2.10 都市計画区域の土地利用
 (令和4 (2022) 年度都市計画基礎調査を基に作成)

④人口集中地区の変遷

人口集中地区は、鉄道や主要道路の沿線を中心に、市域外縁部に向けて拡大してきました。近年も経年的に面積が拡大する一方、地区内の人口は横ばい傾向で、人口密度が低下し、市街地は拡散傾向にあります。

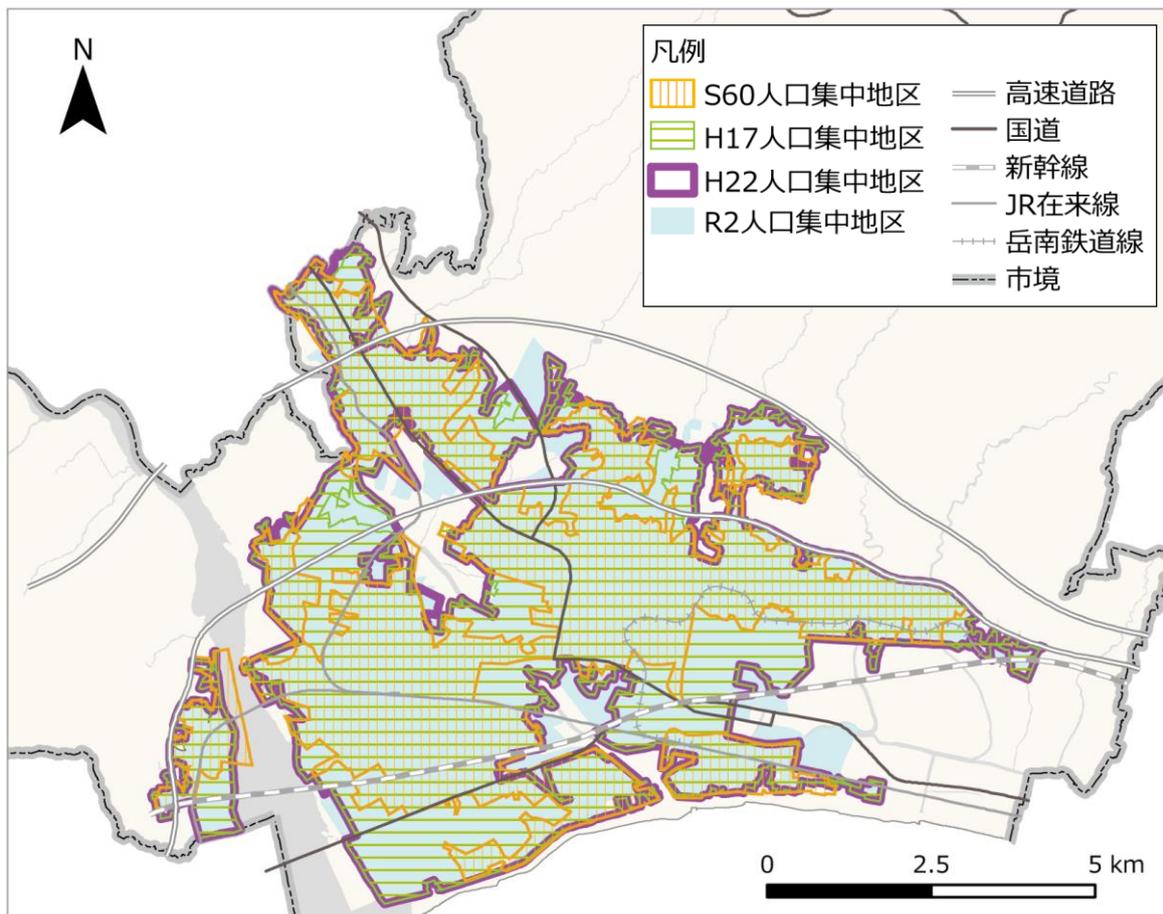


図 2.11 人口集中地区の推移（S60～R2）
 （国土数値情報＜人口集中地区データ＞を基に作成）

(4) 緑の現況（都市計画区域）

現在の都市計画区域内の緑は約 12,800ha で、都市計画区域（21,106ha）の約 61%を占めています。

平成 28（2016）年 3 月に都市計画区域に編入された旧富士川町域の山間部は山林が大部分を占めることから、前計画と比較し、山林、原野その他の面積の割合が増加しています。

表 2.2 都市計画区域内の緑（令和 6（2024）年度末現在）

区分		都市計画区域内の緑の面積（ha）	
		前計画	現況
公共緑地	都市公園等（※）	315.1	323.8
	墓園	14.3	14.3
その他の緑	水面	381.0	400.6
	水辺	664.9	671.4
	山林、原野その他	7,635.9	8,711.7
	農地、牧草地その他	3,112.8	2,690.2
合計		12,123.9	12,812.0

※ 都市公園等：都市公園（公園、緑地、緑道）、児童遊園、開発行為等に伴う移管公園（平成 23（2011）年度・令和 4（2022）年度都市計画基礎調査、令和 6（2024）年度市資料を基に作成）

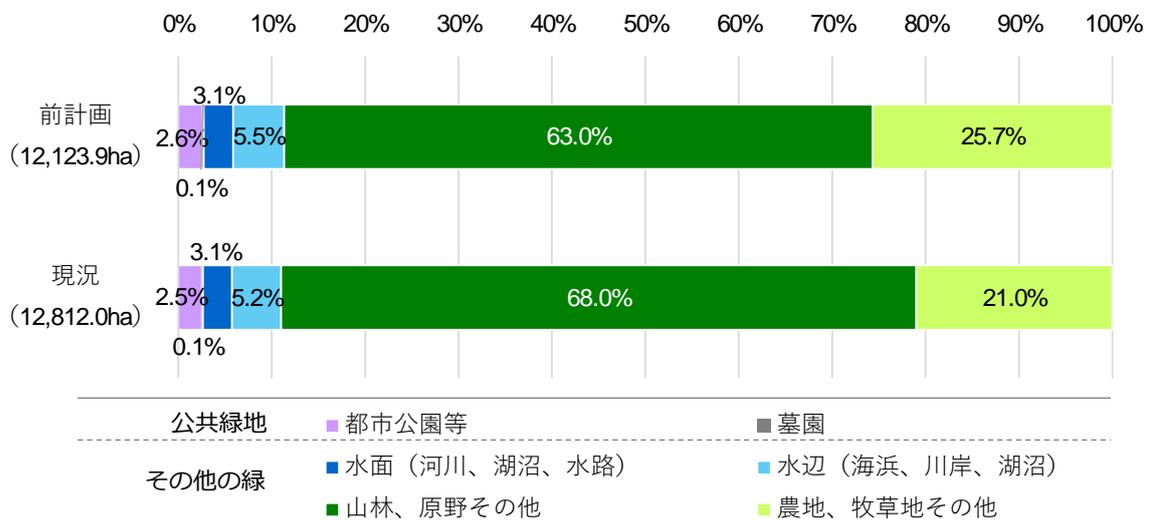


図 2.12 都市計画区域内の緑の内訳

（平成 23（2011）年度・令和 4（2022）年度都市計画基礎調査、令和 6（2024）年度市資料を基に作成）

(5) 緑地（施設緑地、地域制緑地）の現況

緑地は、大きく施設緑地と地域制緑地に分けられます。

施設緑地は、施設として管理される緑地で、都市公園、都市公園以外の公共施設緑地、これらに準ずる機能を持つ民有地が含まれます。本市には、令和6（2024）年度末現在、567箇所、約640haの施設緑地があります。

地域制緑地は、一定の区域に対して、法律や条例により土地利用を規制することで保全を図る緑地です。本市には、良好な自然の保全を図る自然公園、自然環境保全地域、河川や海岸の施設を保全管理するための河川区域、海岸保全区域などの指定があり、総面積（区域の重複を除く）は約7,320haとなっています。

表 2.3 緑地の現況

区分			箇所数	面積 (ha)	一人当たり面積 (m ² /人) ※4	
施設緑地 ※1	都市公園	住区基幹公園	街区公園	130	23.2	0.9
			近隣公園	11	14.4	0.6
			地区公園	2	9.3	0.4
		都市基幹公園	総合公園	3	22.6	0.9
			運動公園	3	35.9	1.5
		特殊公園	風致公園	11	32.7	1.3
			歴史公園	4	1.0	0.0
		広域公園	1	94.5	3.8	
		都市緑地	13	73.8	3.0	
	緑道	8	4.5	0.2		
	都市公園計			186	311.9	12.7
	公共施設 緑地等	運動場	1	1.5	0.1	
		墓園	1	14.3	0.6	
		広場	361	11.8	0.5	
		その他公共空地	6	297.6	12.1	
		市民農園 ※3	12	3.1	0.1	
公共施設緑地等計			381	328.3	13.4	
計			567	640.2	26.1	
地域制緑地 ※2	特別緑地保全地区		—	0.0	—	
	風致地区		—	0.0	—	
	農振農用地区域		—	2,323.0	—	
	自然公園		—	672.8	—	
	自然環境保全地域		—	953.9	—	
	河川区域		—	788.5	—	
	海岸保全区域		—	177.4	—	
	保安林区域		—	655.7	—	
	地域森林計画対象民有林		—	7,314.4	—	
	史跡・名勝・天然記念物		—	0.7	—	
	その他（保護樹林）		—	13.8	—	
	地域制緑地間の重複		—	(5,577.9)	—	
計			—	7,322.3	—	

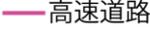
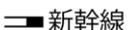
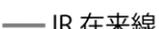
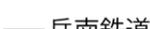
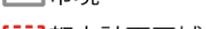
※1 施設緑地は、富士市資料に基づく令和6（2024）年度末時点の数値

※2 地域制緑地面積は、令和4年度都市計画基礎調査に基づく数値に、その他（保護樹林）を加えたもの

※3 市民農園は市営、民営を含み、面積は区画数と区画平均面積から算出した推計値

※4 一人当たり面積は、住民基本台帳に基づく令和6（2024）年度末現在の人口から算出

凡例

- | | | | |
|---|-------------|---|--------|
|  | 自然公園 |  | 高速道路 |
|  | 自然環境保全地域 |  | 国道 |
|  | 海岸保全区域 |  | 新幹線 |
|  | 保健休養林 |  | JR 在来線 |
|  | 保安林 |  | 岳南鉄道 |
|  | 河川区域 |  | 市境 |
|  | 施設緑地 |  | 都市計画区域 |
|  | 地域森林計画対象民有林 | | |
|  | 農業振興地域農用地区域 | | |

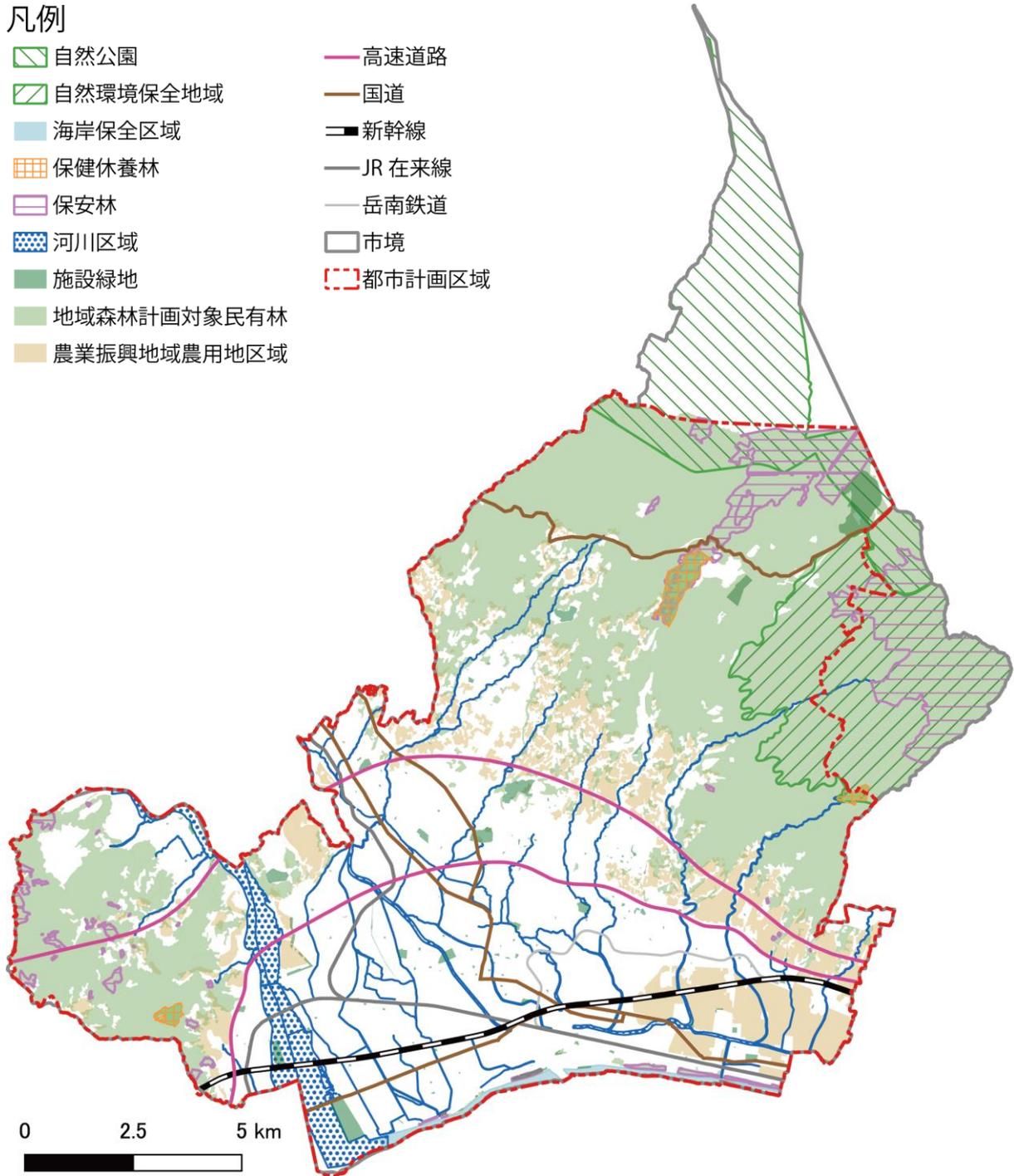


図 2.13 緑地の分布

(6) 機能別の緑の現況と課題

①環境保全系統

<現況>

- ・富士・愛鷹山麓の樹林地、富士川に沿って連なる岩本山や富士川・松野地区の樹林地が都市を取り囲む緑地を形成しています。
- ・富士川は本市を代表する河川で、貴重なオープンスペースとして機能しています。また、市街地を潤井川や沼川、その他中小河川が流れ、身近に自然を感じられる環境を形成しています。
- ・今泉・原田・吉永地区には湧水が多く、小河川とともに貴重な湿地である浮島ヶ原の水源となっています。
- ・富士川河口、浮島ヶ原は県内でも有数の水鳥の飛来地であり、生物の生息・生育環境としても重要な役割を担っています。
- ・市街地内には樹林が少なく、都市公園・社寺等が貴重な樹林となっています。また、主に社寺の樹林・樹木が条例に基づく天然記念物や、要綱による保護樹林・樹木に指定されています。
- ・工場、事業所については、地域の生活環境との調和が図られるよう、工場立地法、富士市緑化基準に基づく緑化が行われています。

<課題>

- ・市街地の外に広がる樹林や農地等の面的な緑を保全するとともに、中小河川や水路、街路樹等や公園、社寺林等の市街地内の緑を適切に維持することで良好な緑を創出し、緑と水のネットワーク機能を活かすことで、生物の生息環境の保全、気象の安定等の機能を高めていくことが必要です。
- ・本市は、河川や湧水などの水辺環境に恵まれています。健全な水循環を育む森林や農地の保全、市内を縦横に流れる水路の水辺環境に親しめる空間など、水に関わる資源を活かしていくことも重要です。
- ・工場・事業所の周辺における生活環境の保全と都市環境の改善のため、防音や防災に配慮した効果的な緑化を促していくことや、これまでつくられてきた緑地空間が持続して機能を発揮するよう関わっていくことが重要です。



法蔵寺（中野）裏山の樹林



湧水公園

凡例

- | | | |
|----------|--------|------------|
| 植生 | ■ 樹林 | □ 施設緑地 |
| | ■ 植林地 | ▨ 工業・準工業地域 |
| | ■ 竹林 | — 河川 |
| | ■ 草地 | — 高速道路 |
| | ■ 高山植生 | — 国道 |
| | ■ 湿地等 | — 鉄道 |
| | ■ 農地 | □ 市境 |
| ■ 特定植物群落 | | ▭ 都市計画区域 |
- 天然記念物（樹木）
 - 保護樹林・樹木
 - 湧水

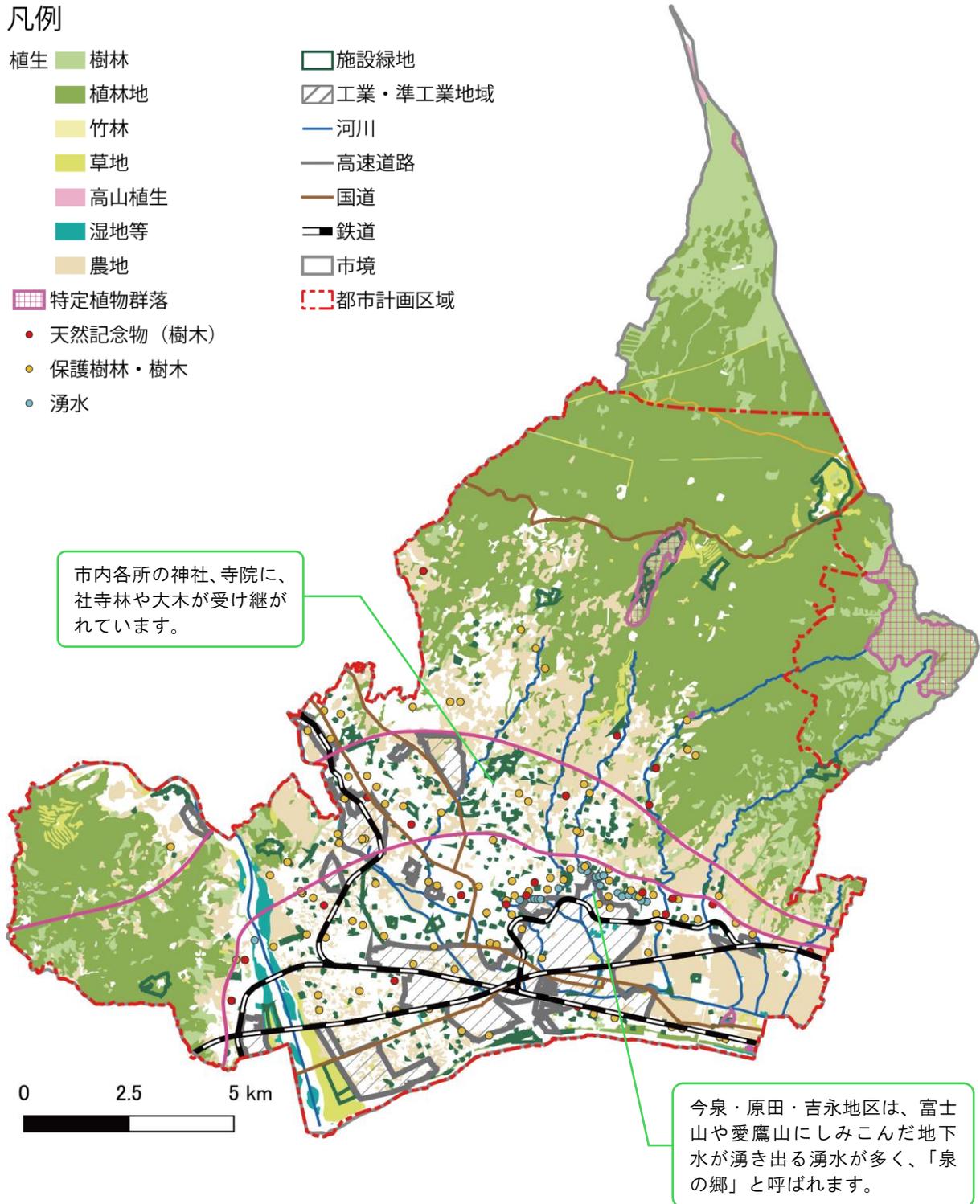


図 2.14 環境保全系統の現況

②防災系統

<現況>

- ・駿河湾に面し、自然豊かな富士山を仰ぐ本市では、自然災害（地震・津波・洪水・土砂災害など）のリスクをおおむね全域に抱えています。
- ・台風や長雨による河川水位の上昇や、排水能力を超える局所的な大雨により発生する内水氾濫の浸水想定区域が河川に近い市街地を中心に存在しています。
- ・市街地の開発や宅地化により、都市内農地が減少しています。
- ・各種災害防止のため、保安林が山麓部、海岸部に指定されています。
- ・大規模な災害などが発生した場合の広域避難地として、富士西公園、広見公園等の大規模な公園が指定されています。
- ・身近な公園が災害時の一時的な避難の場や、地域の応急復旧及び救援活動の拠点として機能することが期待されており、地域住民による避難訓練等に利用されています。

<課題>

- ・グリーンインフラの視点から、緑が持つ防災・減災の機能を活かしたまちづくりを進めていくため、雨水の貯留・浸透機能を持つ農地等の保全、緑の創出を進めることが必要です。
- ・身近な公園を市民の防災意識の向上に役立てていくことや、公園の持つ防災の役割や機能について検討を進めることが重要です。



かりがね堤

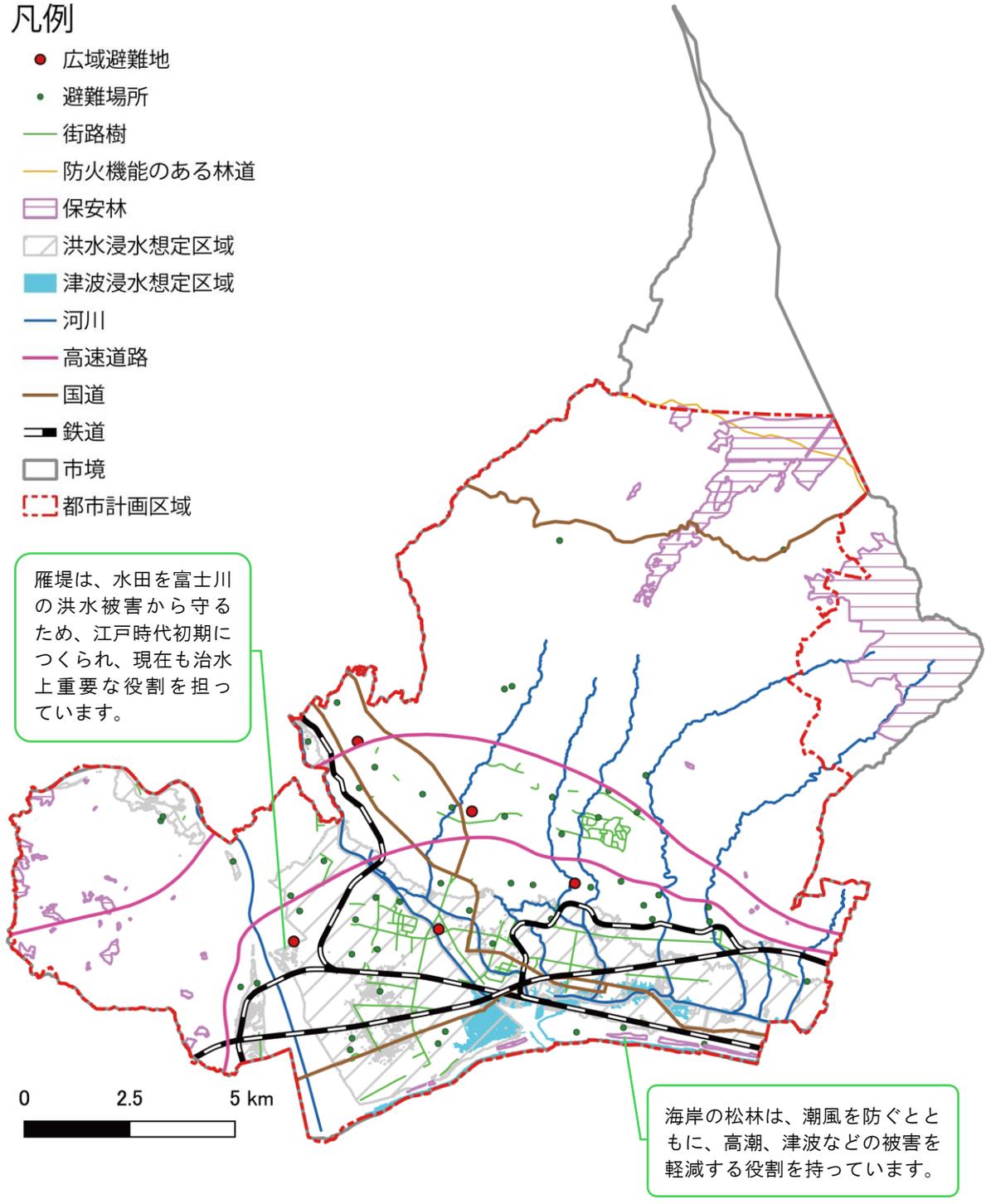


海岸の松林（鈴川海浜スポーツ公園）

凡例

- 広域避難地
- 避難場所
- 街路樹
- 防火機能のある林道
- ▨ 保安林
- ▨ 洪水浸水想定区域
- 津波浸水想定区域
- 河川
- 高速道路
- 国道
- 鉄道
- 市境
- ▨ 都市計画区域

雁堤は、水田を富士川の洪水被害から守るため、江戸時代初期につくられ、現在も治水に重要な役割を担っています。



海岸の松林は、潮風を防ぐとともに、高潮、津波などの被害を軽減する役割を持っています。

図 2.15 防災システムの現況

③レクリエーション・コミュニティ系統

<現況>

- ・市街地を中心とした都市公園や公共施設緑地は、市民の憩いの場となっています。
- ・緑地や史跡を活用したウォーキングコースを市内各地域に設定しています。
- ・野球場や体育館など屋内外の運動施設や、キャンプ場といった野外レクリエーション施設は主に郊外部に配置しており、市全域のレクリエーション需要に対応しています。
- ・身近な公園での公園愛護会活動や公共花壇の維持管理を住民が行うことで、市民の中に地域とは異なるコミュニティをつくり出しています。

<課題>

- ・公園のほかに緑道やウォーキングコース等も一体的に活用することで、レクリエーション機能を高めていくことが重要です。
- ・身近なレクリエーション空間である住区基幹公園が偏在しており、公園の配置については検討が必要です。
- ・公園愛護会や地域の緑化活動の担い手の不足等の対策が必要です。
- ・都市公園に求めるニーズの多様化を捉え、柔軟な利活用を図るための検討が必要です。
- ・都市公園の施設や機能の老朽が進む中、周辺の公共・民間施設を捉え、公園の発揮する機能や役割を踏まえた検討が必要です。



キャンプ場（野田山健康緑地公園）



ハイキングコース（岩本山）

凡例

- | | |
|-----------|------------|
| 植生 | 小中学校校庭 |
| ■ 樹林 | ● 小学校 |
| ■ 植林地 | ● 中学校 |
| ■ 湿地等 | ● 運動施設 |
| ■ 農地 | — 旧道 |
| 施設緑地 | — ハイキングコース |
| ◇ 街区公園 | — 河川 |
| ◇ 近隣公園 | — 高速道路 |
| ◇ 地区公園 | — 国道 |
| ■ 総合公園 | — 鉄道 |
| ■ 運動公園 | □ 市境 |
| ◇ 特殊公園 | □ 都市計画区域 |
| ■ 広域公園 | |
| ◇ その他都市公園 | |
| ◇ 公共施設緑地 | |
| ■ 保健休養林 | |

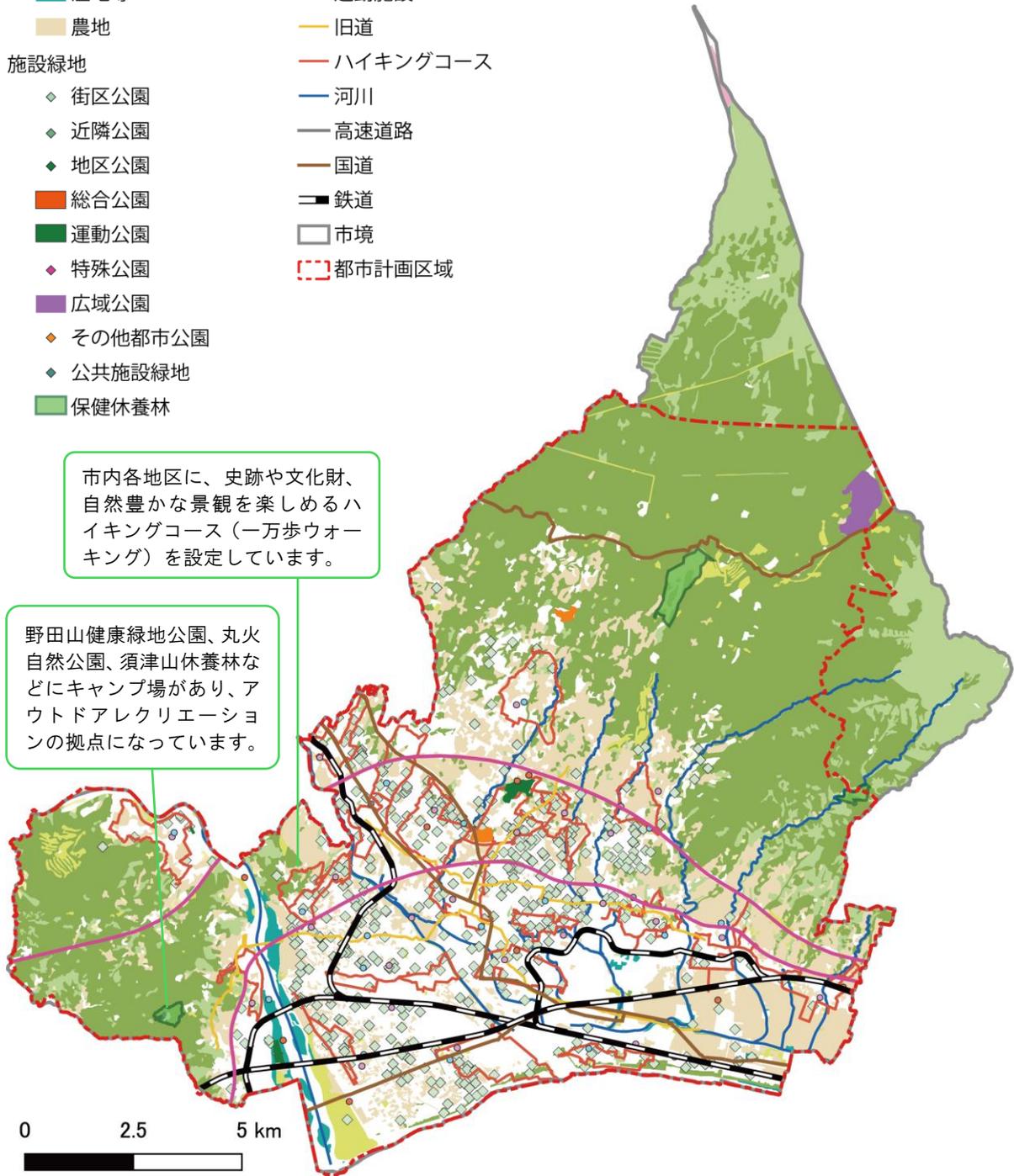


図 2.16 レクリエーション・コミュニティ系統の現況

④景観系統

<現況>

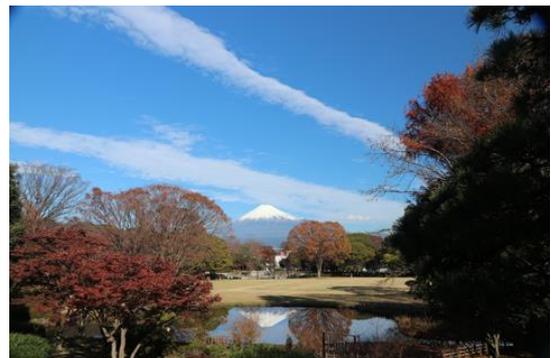
- ・良質な富士山の遠景・眺望の形成には、富士・愛鷹山麓の樹林地や、富士川と河川敷、海岸線の緑等が、重要な役割を果たしています。
- ・山間部に広がる大淵笹場の茶畑や農地は、富士山を背景とする特徴的な景観を形成していますが、耕作放棄による景観の悪化が懸念されています。
- ・富士山を眺望する地点として、公園や河川等を指定しています。富士山百景写真コンテスト応募作の撮影エリアから設定した「富士山ビューポイント」には、岩本山公園、富士西公園、中央公園などが選ばれています。
- ・市中心部において、中央公園や潤井川、市道臨港富士線（青葉通り）、市道本市場大淵線が、郊外部では岩本山公園、県道富士公園太郎坊線、国道 469 号等を景観重要公共施設に指定しています。
- ・旧道沿いに天然記念物、景観重要樹木に指定された社寺や一里塚の樹木が多く分布しているほか、古谿荘^{こけいそう}、浅間古墳など、歴史的資源と一体となった緑地や、湧水地などの水辺も多く存在しています。
- ・市民の花「バラ」の名所である中央公園や広見公園、市民が関わる公共花壇、富士山を望む風景を彩るサクラやウメの名所等、花は本市の身近な景観や特色と魅力のあるまちなみづくりに重要な役割を果たしています。

<課題>

- ・富士・愛鷹山麓の樹林地や、富士川と河川敷、海岸線の景観等の自然は、本市の大きな財産であり、富士山を望む景観とともに保全し、次代につないでいくことが必要です。
- ・景観重要公共施設に指定されている施設では、本市を代表するにふさわしい景観形成に向け、樹木や植栽の適切な維持管理が必要です。
- ・社寺、旧道、かりがね堤などの歴史的景観資源や農地の景観は、地域の貴重な個性であり、次世代へ継承すべき重要な財産です。これらと調和して良好な景観を創出している緑についても、持続的に保全することが求められます。
- ・市民とともに緑や花を身近な生活の中に配置していくことで、潤いある住環境の創出や、魅力のあるまちなみづくりを進めていくことは重要です。



大淵笹場の茶畑



中央公園と富士山

凡例

植生

- | | |
|---|--|
|  樹林 |  街路樹 |
|  植林地 |  湧水 |
|  湿地等 |  旧道 |
|  農地 |  河川 |
|  景観重要公共施設・樹木 |  高速道路 |
|  景観重要公共施設 |  国道 |
|  主要眺望点 |  鉄道 |
|  天然記念物（樹木） |  市境 |
|  施設緑地 |  都市計画区域 |

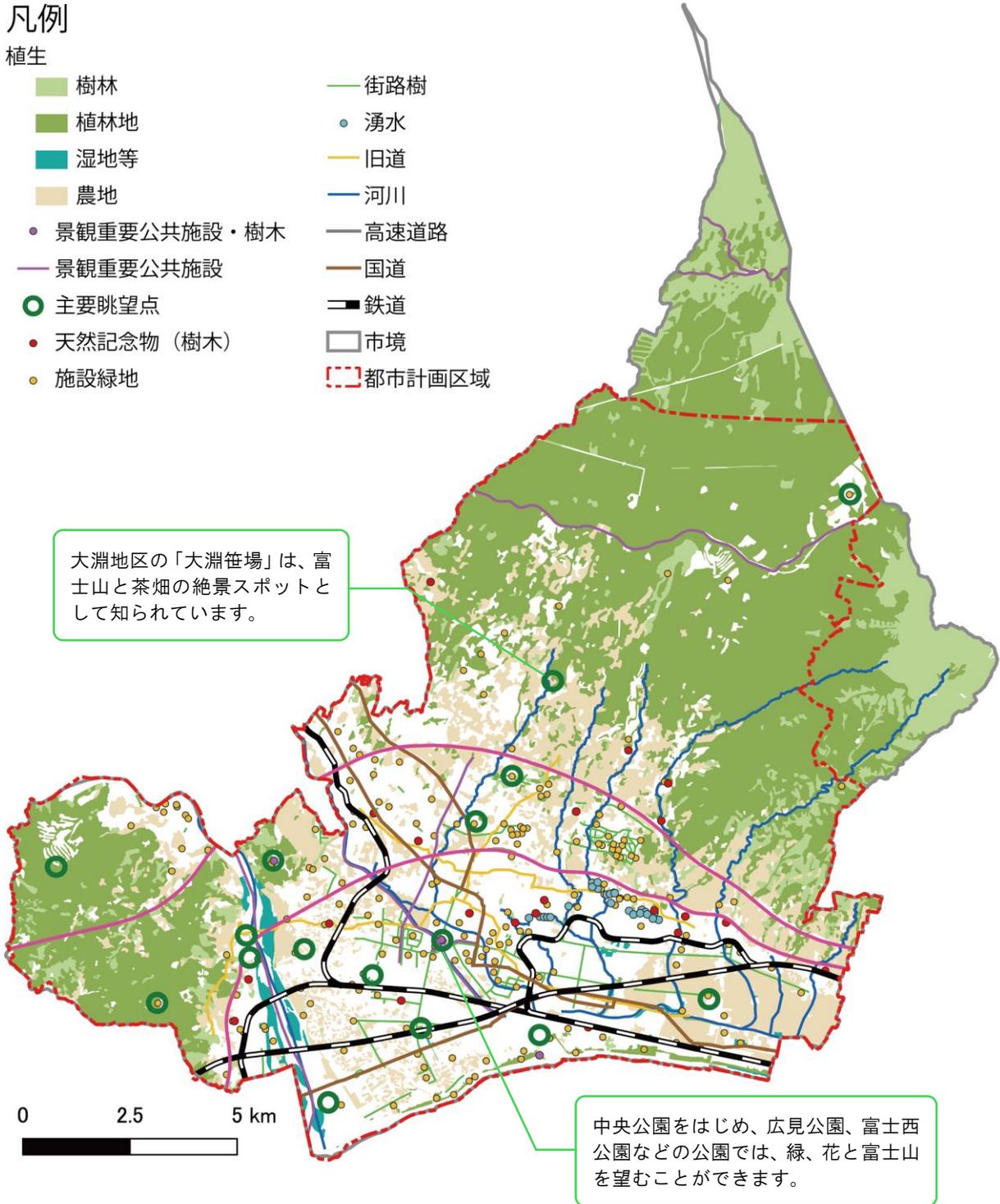


図 2.17 景観系統の現況

2-2 市民の意識

計画の策定にあたり、緑地の保全や緑化の推進、都市公園の整備及び管理などの取組に関する事項を中心に市民の意識、施策に対するニーズ等を把握するため、市民意向調査を実施しました。

表 2.4 調査概要

対象	無作為抽出した満 18 歳以上の市民 3,000 人
調査方法	調査票を郵送し、郵送またはオンラインで回答
回答期間	令和 6 (2024) 年 10 月 21 日 (月) ~ 令和 6 (2024) 年 10 月 31 日 (木)
有効回答数	1,384 人 (有効回答率 46.1%)

(1) 緑の豊かさと満足度について

緑が豊かだと感じている人の割合は、「お住まいの地区」が 60.8%、「富士市全域」で 52.1%と、いずれも前計画（平成 26 (2014) 年に実施した市民意向調査）より上昇していました。

住まい周辺（住宅地、商業地、道路、公園など）の緑の量については、前計画と同様に、減ったと感じる人の割合が、増えたと感じる人の割合を上回っています。

緑への満足度では、「富士山を望む市街地の景観」が高く、「樹林などの自然の緑の豊かさ」、「水辺（河川、湧水、池沼など）の豊かさ」などにも一定の満足度が見られました。前計画と比較し、全般的に満足・やや満足の割合が高まり、不満・やや不満の割合は低下していました。

緑の量が減ったと感じる人の割合に大きな変化はないものの、緑の豊かさを感じる割合や緑への満足度は高まっており、量よりも質を重視する傾向が見られます。

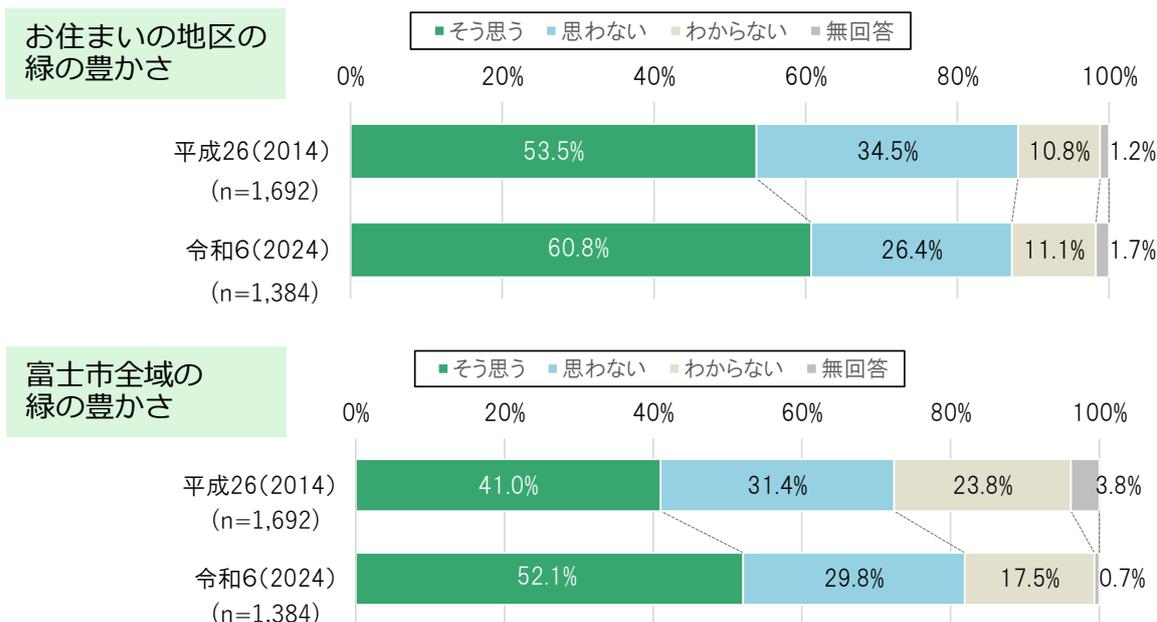
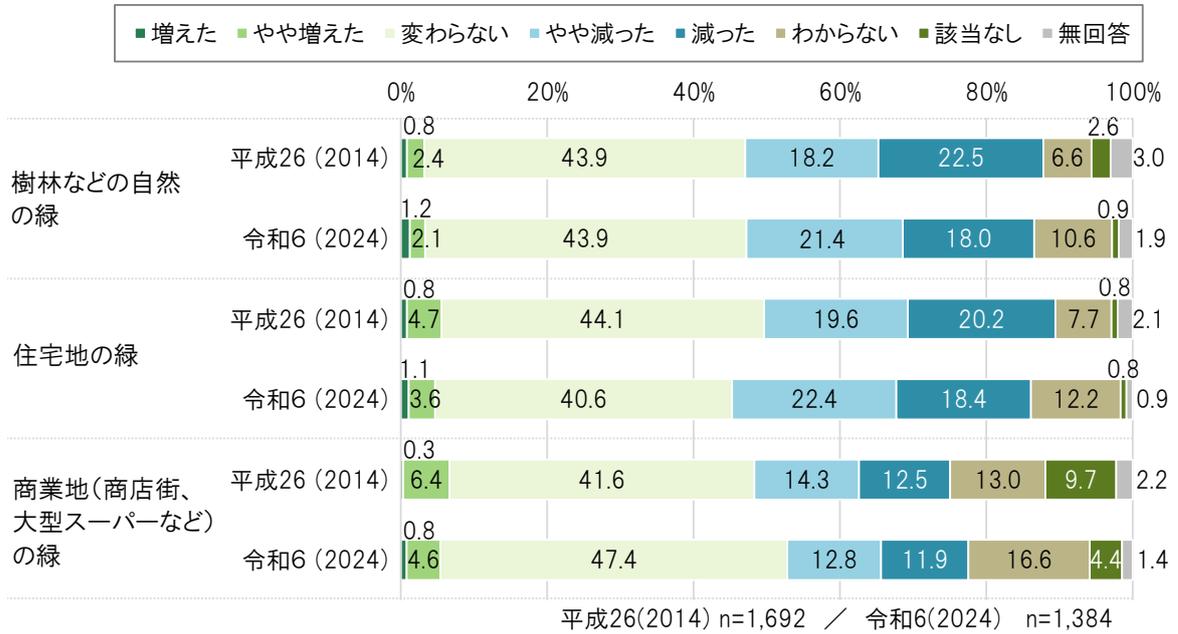


図 2.18 緑の豊かさに対する意識

住まい周辺の緑の量の変化



緑への満足度

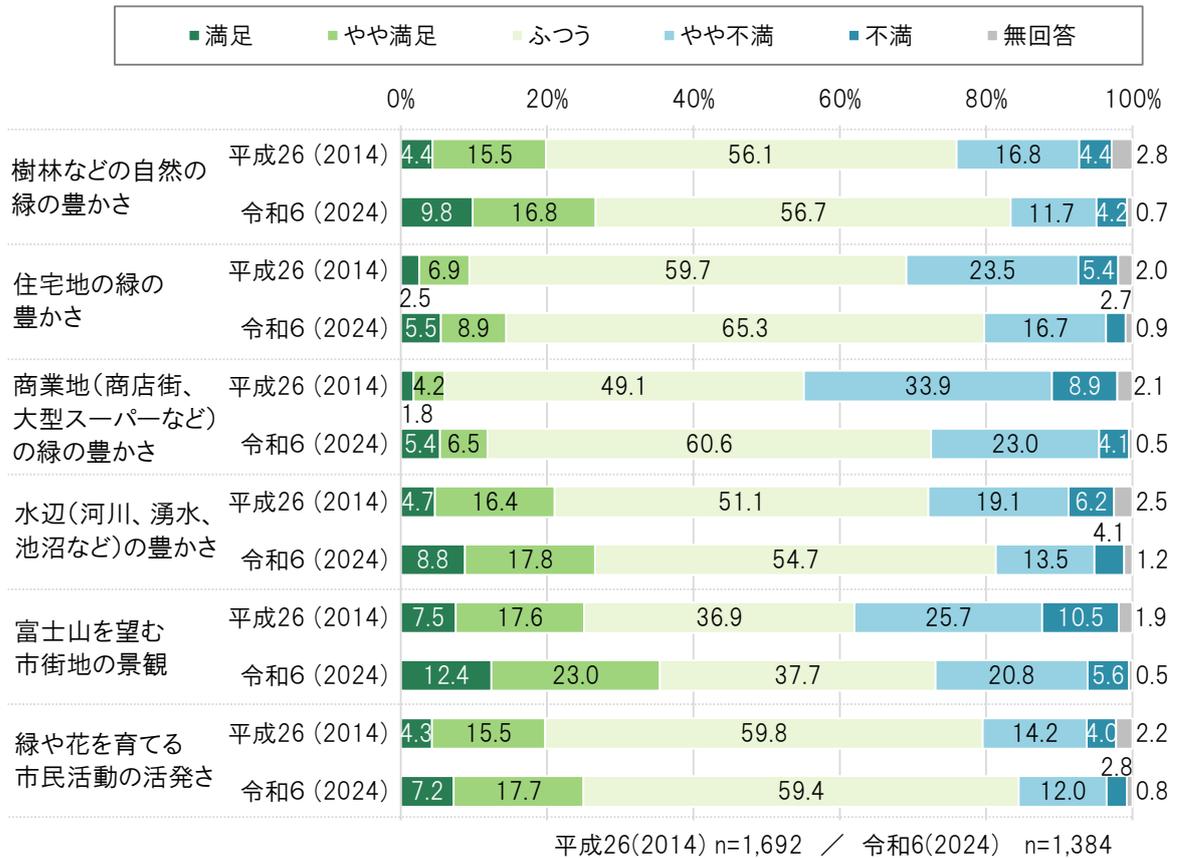


図 2.19 緑の量の変化と満足度に関する意識

(2) 緑地の保全・緑化の推進に関する取組について

緑地の保全や緑化の推進による効果では、半数以上の回答者が「富士山をはじめとする良好な景観を形成する」ことへの期待を示しました。

また、市が優先すべき取組、市民と緑との関わりを広げていくための取組においては、子どもが花や緑、自然とふれあえる場や機会の充実が望まれています。

緑地の保全や緑化の推進により期待する効果

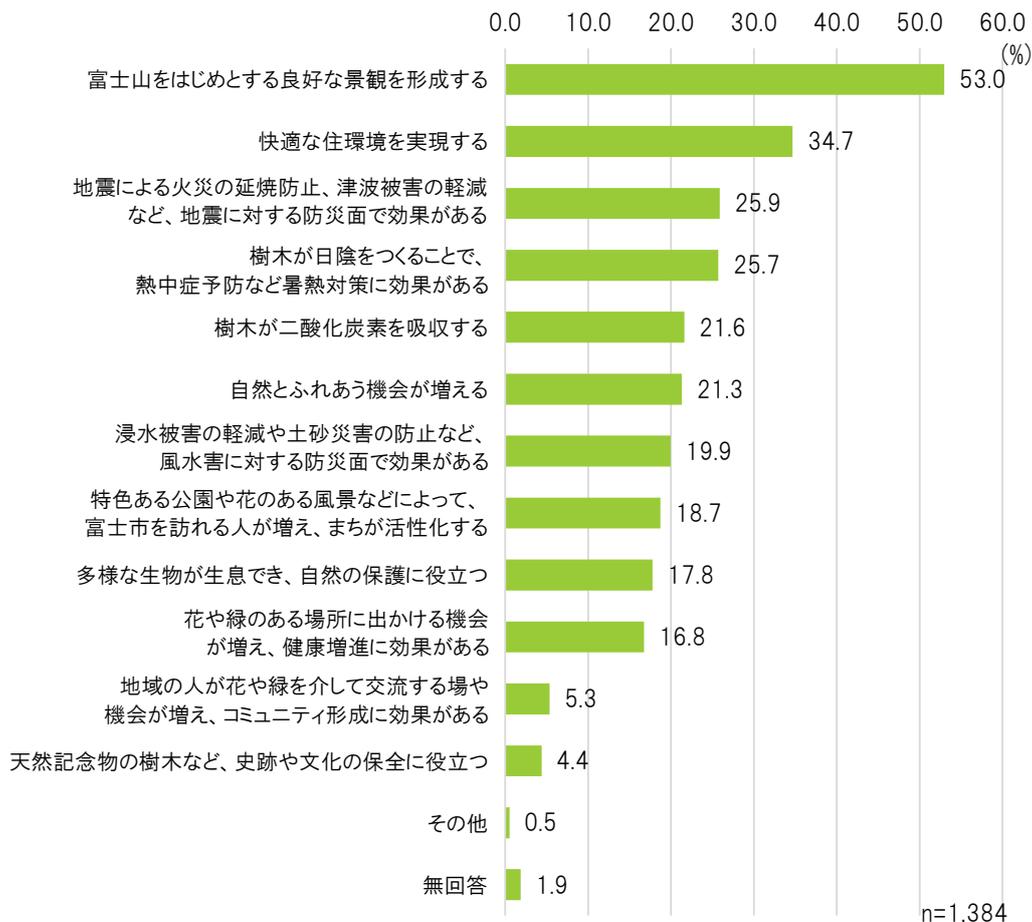
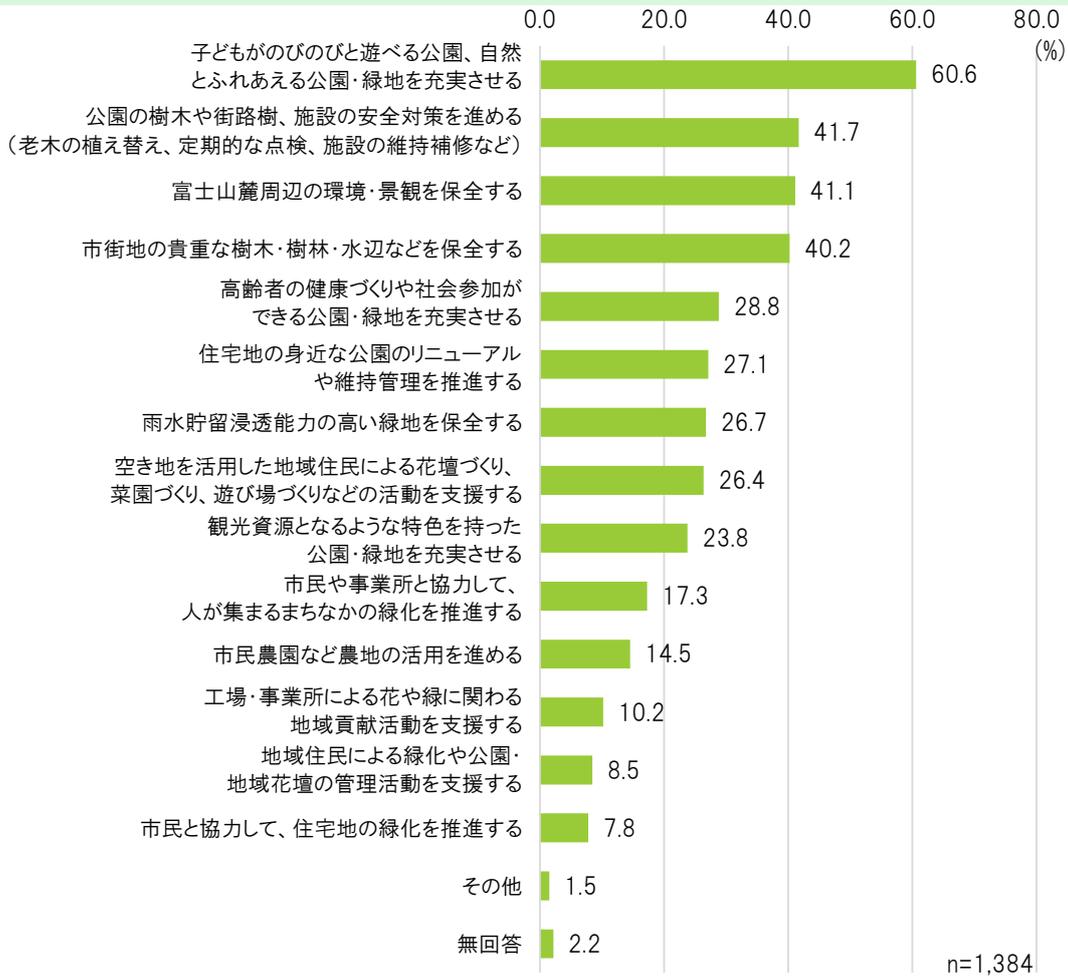


図 2.20 緑地の保全・緑化の推進に関する取組に対する意識 (1)

市が優先すべき取組



市民と緑との関わりを広げていくための取組

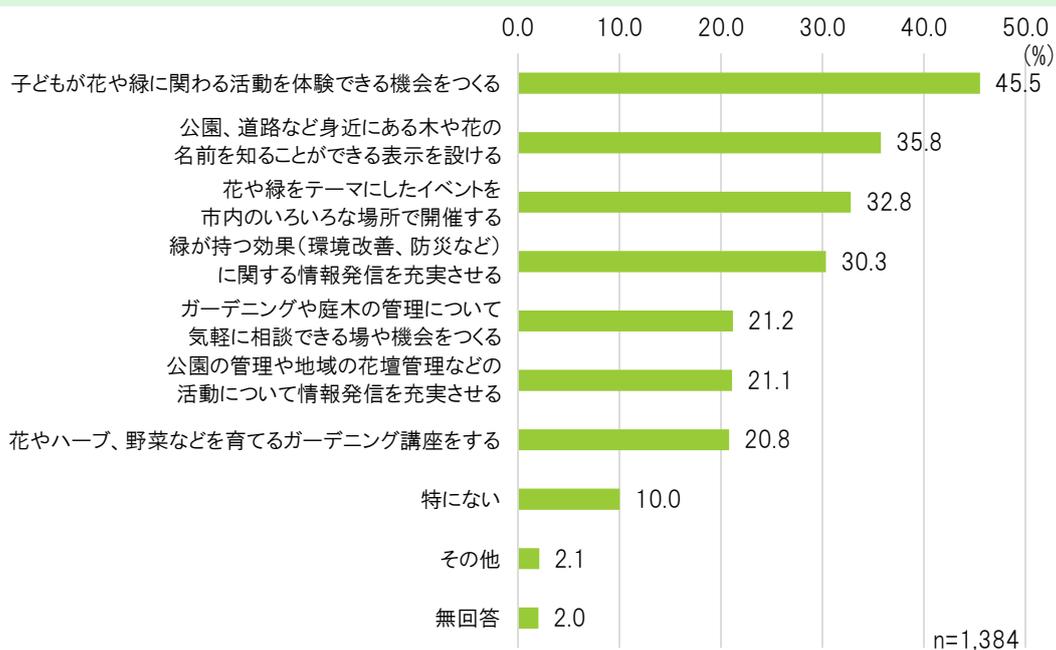


図 2.21 緑地の保全・緑化の推進に関する取組に対する意識(2)

2-3 課題と策定の視点

(1) 課題のまとめ

緑を取り巻く状況及び市民の意識を踏まえた課題に加え、国・県・本市の動向、これまでの取組を踏まえ、大きく4つの課題を整理しました。

◆国・県・本市の動向

- ・人口減少社会を見据えた持続可能なまちづくりへの転換
- ・緑についても、人口構造や環境の変化に対応を図りつつ、適切な維持・保全、活用を重視する方向に転換
- ・「カーボンニュートラル」「ネイチャーポジティブ」「Well-being」「グリーンインフラ」「都市公園の柔軟な管理運営」などの新たな視点

◆緑を取り巻く状況（機能別の緑の現況と課題）

環境保全

- ・市街地の外に広がる樹林や農地等の面的な緑とそのネットワーク、工場・事業所周辺の緑地空間の維持による、多様な機能の向上
- ・本市の特徴である水に関わる資源の活用

防災

- ・緑が持つ防災・減災の機能を活かしたまちづくり
- ・身近な公園を活用した市民の防災意識向上、公園の持つ防災の役割や機能の検討

レクリエーション ・コミュニティ

- ・公園と他施設との連携によるレクリエーション機能の向上
- ・身近なレクリエーション空間である住区基幹公園の配置の検討、都市公園の柔軟な利活用
- ・公園愛護会や地域の緑化活動の担い手不足等の対策

景観

- ・本市の景観形成に重要な役割を果たしている緑の適切な維持、次代への継承
- ・緑や花による潤いある住環境の創出、魅力のあるまちなみづくり

◆市民の意識

緑の豊かさ ・満足度

- ・身近な緑に対し、量よりも質を重視する傾向
- ・市街地の緑について、減少を緩和しつつ、質を高めていくことが重要

期待する取組

- ・良好な景観への高い期待に加え、快適な住環境の実現、防災、暑熱対策などに幅広い関心
- ・子どもが花や緑、自然とふれあえる場や機会の充実

課題

既存の緑の維持・保全と
活用を一層重視する段階
への移行

人口減少が見込まれる中、これまでに蓄積した緑を適切に維持・保全するとともに、その機能を活かす視点に立ち、持続可能なまちづくりに向けた取組を充実させていく必要があります。

身近な緑と公園の適切な
管理、再生

まちなかの緑や身近な公園を中心に、市民が日常的にふれあう緑を適切に管理し、良好な景観形成、快適な住環境の形成につなげていくことが必要です。

安心して快適に暮らせる
まちづくりにつながる
緑の充実

安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるためには、防災・減災につながり、心身ともに快適な生活を支える緑の充実に引き続き取り組んでいくことが重要です。

市民・事業者との協働と
次代を担う
緑を育む人づくり

市民・事業者の意識を醸成することで、緑の育成、活用への関わりを広げていく必要があります。中でも、次代を担う子どもたちが身近に花や緑、自然とふれあう場や機会を充実させていくことが必要です。

(2) 策定の視点

前項の課題を踏まえ、4つの視点を設定しました。

緑の資産を健全に育て
未来に引き継ぐための
取組の充実

これまでの取組により蓄積してきた公園や樹木などの緑を、市民・事業者・行政が連携・協働して適切に管理し、健全な状態で次代に引き継ぐための取組、支援を充実していきます。

身近な緑（公共の緑や
民有の緑地など）と
公園の魅力の向上

市民の身近な公園や緑の安全性を高めるとともに、快適さ、使いやすさ、景観などの視点から魅力を向上させ、住み続けたい都市の実現に寄与していきます。

安全安心なまちづくりに
向けた緑を支える取組
の継続

「グリーンインフラ」の視点を取り入れながら、緑が持つ様々な機能を活かして、防災・減災、コミュニティづくりなど、地域の課題解決につなげていきます。

緑を育む多様な担い手や
多様な参加を支える
仕組みづくり

協力して本市の緑をともに育てるという意識を、市民・事業者をはじめ多様な担い手に広げていくとともに、市民がライフステージに合わせて選べる多様な参加の方法を構築していきます。

第3章 緑の将来像と目標

3-1 将来像

みんなではぐくみ、つなぐ 富士山と緑の輝くまち

富士山麓に広がる森林・農地、河川・湧水・海岸などの多様な水辺と一体となった緑、市民が憩う様々な公園、そして街角を彩る花々など、富士山を望む風景の中には多種多様な緑がはぐくまれています。

本市では、昭和48(1973)年に「富士市緑化基本計画」を策定して以来、市民、事業者、行政が協力して、緑あふれるまちづくりを進めてきました。

50年以上にわたり蓄積された緑の資産を、市民・事業者や、多様な担い手が連携・協働し、みんなではぐくみ、次世代につないでいくことで、富士山を望むまちを彩る多種多様な緑の質の向上によって、より一層緑が輝き、地域の Well-being を高めるまちを目指します。



※現時点でのイメージ図となります。

3-2 目標

目標1

富士山を望むまちの緑をつなぐ

気候変動対策、生物多様性の確保、景観形成、防災・減災、健全な水循環の保全などの機能を持つ市内の緑を、適切に保全・管理し、「緑の量」を維持していきます。

そのために、整備・保全した緑の量を示す「緑地面積」（施設緑地と地域制緑地の合計）と、衛星画像等により解析した緑に覆われた区域の面積の割合を示す「緑被率」を指標とし、減少傾向にある緑の量の「維持」を目標とします。緑被率を指標に加えることで、住まい周辺の実際の緑の量を定量的に把握することが期待でき、暮らしの質を支える緑の維持につながります。

表3.1 目標1の指標及び目標値

目標指標（最終アウトカム）	現状	目標
①計画対象区域（都市計画区域）における緑地面積 ^{※1}	3,254ha	維持
②緑被率 ^{※2} （市街化区域）	23%	維持

※1：以下の緑地を対象とし、面積の総計（区域の重複を除く）を指標とします。

施設緑地：都市公園、運動場、墓園、広場、その他公共空地、市民農園

地域制緑地（ただし、農振農用地区域、地域森林計画対象民有林などを除く）

※2：都市や地域において、総面積に対する樹木や芝生などの緑が占める割合

現状は「日本全国の町丁目別緑被率オープンデータ^{*}」を用いて算出し、町丁目の一部が市街化区域に含まれる場合は、含まれる面積により緑被面積を按分しています。

現状や目標は、国土交通省が開発を進めている簡易な算定手法が地方公共団体に提供された段階で、本市の市街化区域の緑被率を改めて算定し、必要に応じ目標を見直します。

^{*} Kiyono Tomoki, Fujiwara Kunihiko, & Tsurumi Ryuta. (2021). Vegetation cover fraction in each town block across Japan (1.0.1) [Data set]. Zenodo. <https://doi.org/10.5281/zenodo.5553516>

目標2

みんなでまちの魅力を高める緑をはぐくむ

多様な担い手による地域の緑化、公園の管理・活用など、様々な活動を通じて、緑豊かで魅力あるまちづくりやコミュニティの醸成につなげていきます。

そのために、緑や花を育てる市民活動の活発さに対する市民満足度を指標とし、向上を図ります。効果的な情報発信、活動への支援、子どもたちの体験機会の創出などの取組を計画的に進めることで、30%（現状より5.1%増加）を目指します。

表3.2 目標2の指標及び目標値

目標指標（最終アウトカム）	現状	目標
緑や花を育てる市民活動の活発さに関する市民満足度	24.9%	30%

3-3 施策の柱

将来像及び目標を実現するため、自然環境や緑の保全、まちなかの緑の充実、市民協働の視点から3つを施策の柱として、取組を進めます。

柱1

緑をまもり
つなぐ

豊かな自然を擁し、富士山を望む景観形成、防災・減災につながる富士山麓の骨格的な自然環境、森林、市街地や水辺、沿岸部などのまとまった緑地とそのネットワークを維持・継承していきます。

中間のアウトカム指標

まとまった緑地とそのネットワークの保全につながる地域制緑地の面積を維持することで、計画対象区域における緑地面積の維持に寄与していきます。

表 3.3 施策の柱1の中間のアウトカム指標と目標値

指標	現況	中間年度	最終年度
地域制緑地の面積※	3,085ha	維持	維持

※農振農用地区域、地域森林計画対象民有林などを除いた総面積（区域の重複を含む）

柱2

緑をいかす

公園や公共空間、まちなかの緑や花を健全に育て、活かしていくことで、暮らしやすく、魅力あるまちづくりにつながっていきます。

中間のアウトカム指標

公園の使いやすさや快適さを向上させ、利活用を進めることで、子どもをはじめ市民の緑への関心を高め、緑の保全や緑をはぐくむ活動に対する意識醸成、参加につなげ、各目標に寄与していきます。

表 3.4 施策の柱2の中間のアウトカム指標と目標値

指標	現況	中間年度	最終年度
公園の使いやすさ 快適さに関する 市民満足度	24.6%	29%以上	33%以上

柱3

みんなではぐくむ

市民・事業者をはじめ、多様な担い手が緑化活動や身近な公園の管理・活用に携わり、緑や花の彩りにあふれ、一人ひとりがWell-beingを実感できるまちを実現していきます。

中間のアウトカム指標

緑をはぐくむ活動に携わる団体数を維持しつつ、活動を活性化していくことで、緑や花を育てる市民活動の活発さの満足度向上に寄与していきます。

表 3.5 施策の柱3の中間のアウトカム指標と目標値

指標	現況	中間年度	最終年度
緑をはぐくむ 活動団体数※	378 団体	維持	維持

※公園愛護会など、緑をはぐくむ活動に携わる団体数

3-4 緑の配置方針と将来構造

将来像と目標、本市の上位関連計画における基本的考え方や都市環境の基本方針等を踏まえ、緑の将来構造として、まもりつなぐ緑、いかす緑、はぐくむ緑を次のように定めます。



図 3.1 緑の将来構造

(1) まもりつなぐ緑

本市全体の骨格となる緑を位置付け、保全を図ります。

○自然環境、森林

富士・愛鷹山麓、岩本山、野田山等の山地に連なる樹林地について、適切に管理をすることで、保全を図り、富士山を望む広大な自然景観の形成、生物の生息・生育環境の保全、健全な水循環の保全（水源涵養）等の機能を維持していきます。

○山麓につらなる農地、湿地及び周辺の農地

富士・愛鷹山麓に広がる農地や岩本山をはじめとする市街地周辺の農地、浮島ヶ原とその周辺の湿地帯や農地について保全を図り、富士山を望む自然景観・田園景観の形成、雨水の貯留・浸透などの機能を維持していきます。

○水辺環境

山と市街地、海辺をつなぐ富士川、潤井川、滝川、沼川及び富士早川などの水辺の緑と、海辺の緑を適切に管理し、潤いある景観形成などの機能を維持していきます。



(2) いかす緑

拠点となる公園緑地や湧水地、多くの人を訪れるエリアや働くエリアを位置付け、公園の活用や緑の健全育成に取り組みます。

○緑と水の拠点

レクリエーションの拠点、防災上の重要な機能として位置付けられた公園、富士山ビューポイントなど多様な機能を持つ公園緑地を緑と水の拠点に位置付け、適切な管理を行うとともに、市民・事業者と協力し、まちの魅力を高める場としての活用を進めます。

また、吉永・原田・今泉地区の湧水地を水と緑の拠点に位置付け、湧水の保全、水と緑に親しめる空間形成を進めます。

○緑と花で訪れる人をもてなす、にぎわいのある商業・業務地

多くの人を訪れるまちなかの商業・業務地を位置付け、公共空間における緑の育成、民有地の緑化を推進し、緑と花に彩られたまちなみ景観の形成や歩きやすい環境づくりを推進していきます。

○工場地等の緑化を誘導していくエリア

工業の盛んな地域の中からエリアを設定し、事業者の緑への参画を支援することで、周辺環境の保全などにつなげていきます。



(3) はぐくむ緑

市民、事業者、各種団体など、本市の緑化活動に協力する全ての人々（以下「多様な主体」という。）が緑とともに活動の担い手やまちのコミュニティをはぐくんでいけるよう、情報発信や緑と花をはぐくむ体験や活動、緑と花にあふれる暮らしづくりを推進します。

○緑と花を活かした暮らしづくりを特に進めるエリア

暮らしの場である住宅地等を位置付け、多様な主体による、緑と花を活かした Well-being を実感できる暮らしづくりを支援していきます。

○緑と花の活動区域

緑と花の情報発信に取り組み、市民が緑と花にふれあう機会を創出し、はぐくむ取組への意識を高める場を充実させ、多様な主体の活動がはぐくまれ、次代につないでいけるよう支援をします。また、富士山を望む緑と花の景色を活かしたシティプロモーションや観光振興などにつなげていきます。

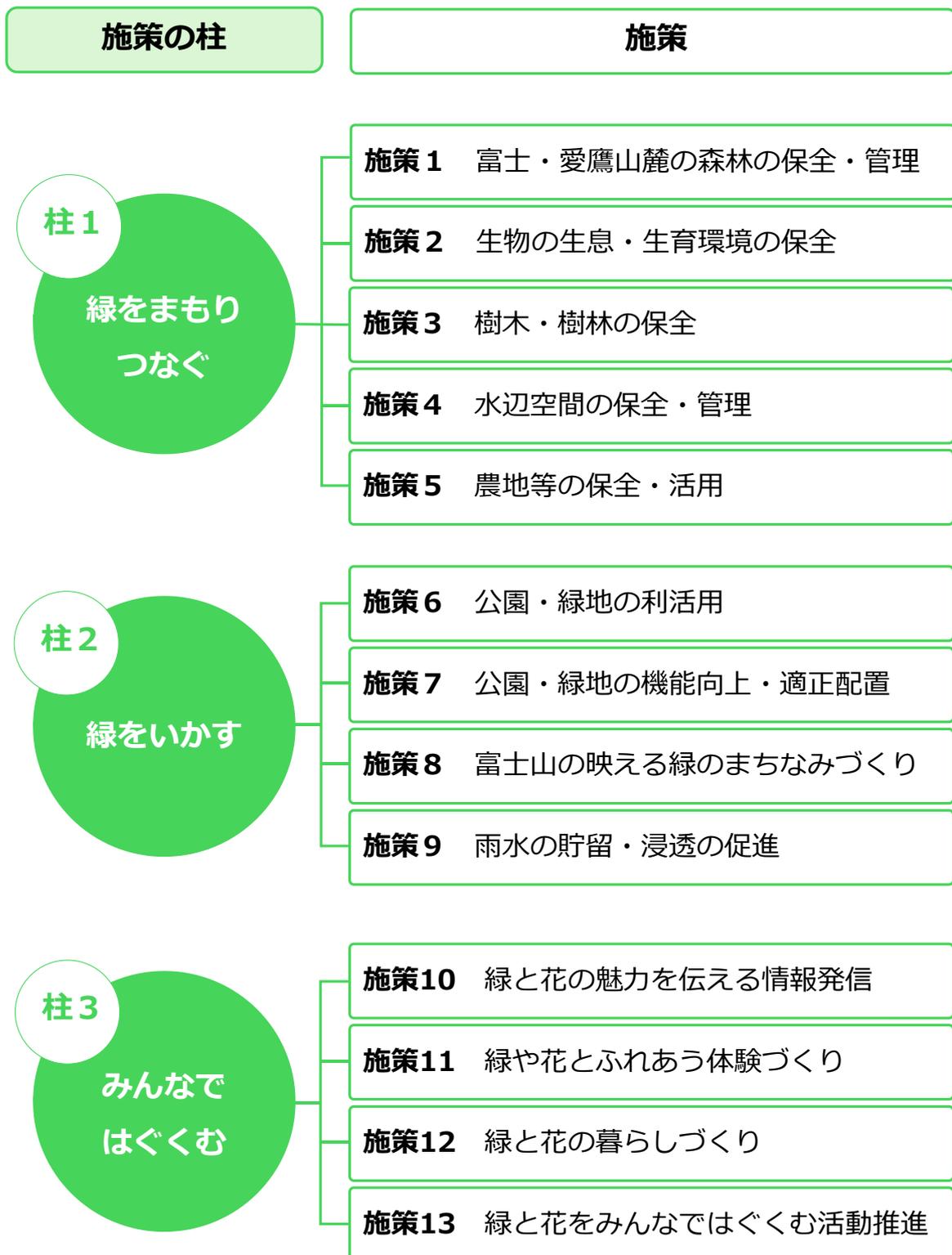
○緑化重点地区

都市機能誘導区域（まちなか）とし、緑と花をはぐくむ体験や活動、緑と花にあふれる暮らしづくりを推進します。



第4章 施策

4-1 施策の構成



	横断的な視点		
	カーボンニュートラルへの貢献	ネイチャーポジティブへの貢献	Well-beingの向上への貢献
富士・愛鷹山麓に広がる自然豊かな森林を適正に管理し、自然環境の保全、森林の土砂災害防止機能の維持につなげる	●	●	●
多様な生物の生息・生育環境となる緑地を保全する		●	
富士山の映える緑豊かな景観をつくる、市街地の内外の樹林や樹木を保全する	●	●	
河川、海岸などの水辺の緑を適切に保全・管理する水循環を保全する		●	●
景観形成、雨水流出抑制など多面的機能を持つ農地を保全・活用する			●
子どもをはじめ多くの人々が利用しやすい環境づくり、施設・植栽の適切な管理、民間活力との連携などにより公園・緑地の利活用を進める	●	●	●
公園の規模に応じた役割分担に基づき公園ごとの特色づくりを進める	●	●	●
ゆとりある住環境、公共空間の緑の健全育成、工場等における緑化の誘導を通じ、富士山の映える緑豊かなまちなみをつくる	●	●	●
雨水の貯留・浸透につながる緑を保全、創出する			●
緑と花に関心を持つきっかけとなる情報発信を進める			●
子どもが緑や花にふれあい、体験する場や機会を設ける			●
緑と花にあふれる暮らしづくりを支援する			●
みんなで緑と花がつなぐ活動を支える			●

アクションプランの作成・取組の実行

4-2 施策と取組の方向性

柱1 緑をまもりつなぐ

豊かな自然を擁し、富士山を望む景観形成、防災・減災につながる富士山麓の骨格的な自然環境、森林、市街地や水辺、沿岸部などのまとまった緑地とそのネットワークを維持・継承していきます。



※現時点でのイメージ図となります。

施策1 富士・愛鷹山麓の森林の保全・管理

富士・愛鷹山麓に広がる自然豊かな森林を適正に管理し、自然環境の保全、森林の土砂災害防止機能の維持につなげます。

●取組の方向性

- ・富士・愛鷹山麓の樹林地、富士山に連なる岩本山、富士川・松野地区の樹林地等の自然豊かな森林は、富士山を眺望する自然景観の形成、土砂災害の防止、水源涵養、カーボンニュートラルに寄与する二酸化炭素の吸収など多様な機能を担っています。これらを次世代に継承するため、適正に管理することで、自然環境の保全を図り、森林の土砂災害防止機能、水源涵養機能の維持につなげます。
- ・自然豊かな森林を活用し、子どもをはじめ市民が自然体験を通じて緑の大切さを知る機会を提供します。

【主な取組】

- ・富士・愛鷹山麓地域環境管理計画に基づく総合的な環境管理
- ・富士山麓ブナ林創造事業の継続

施策2 生物の生息・生育環境の保全

多様な生物の生息・生育環境となる緑地を保全します。

●取組の方向性

- ・多様な生物の生息・生育環境となる市街地の緑地や、田園と浮島ヶ原に残る湿地、富士川、潤井川、沼川、須津川などの河川や湧水地などの水辺を保全し、健全な状態で維持していくため、外来種対策などの適正な管理を進めるとともに、生物多様性について市民が理解を深める場として活用していきます。
- ・市街地では、公園・緑地や社寺林、工場緑地などの緑が生物にとって貴重な生息・生育地となっていることを踏まえ、公園整備・改修、公共施設・民有地の緑化に際し、可能な範囲で在来種を選択する、鳥や虫の餌となる植物を取り入れるなど、地域の生態系に配慮した緑化を促します。

【主な取組】

- ・本市の風土に適した植物の育成
- ・浮島ヶ原の保全
- ・地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある外来種への対応

施策3 樹木・樹林の保全

富士山の映える緑豊かな景観をつくる、市街地の内外の樹林や樹木を保全します。

●取組の方向性

- ・ 樹林の少ない市街地とその周辺において緑豊かな景観をつくる社寺林など、歴史資源と一体となった樹木や樹林や、地域のシンボルとなる大木について、都市緑地法に基づく保全制度、保護樹木・保護樹林や景観重要樹木の指定など、各種制度を活用して保全します。
- ・ 森林・樹林地を適正に管理し、保全します。

【主な取組】

- ・ 保護樹林、樹木の保全活動の継続
- ・ 国・県と連携した森林の再生

施策4 水辺空間の保全・管理

河川、海岸などの水辺の緑を適切に保全・管理します。
水循環を保全します。

●取組の方向性

- ・ 重要な自然景観を形成し、都市に憩いとやすらぎをもたらす富士川や海岸線、市街地を流れる潤井川、田宿川、沼川などの水辺の緑、市内を流れる小河川や貴重な湿地である浮島ヶ原の水源となっている吉永・原田・今泉地区の湧水地を保全しつつ、周辺環境を適切に管理し、市民が親しめる潤いのある水辺空間としていきます。
- ・ 防風林、防潮林としての機能を有する海岸等の松林を保全し、適切に管理します。
- ・ 水辺空間の保全を通じて、富士山麓に降った雨が湧水となり、河川を経て海へと至る健全な水循環を維持します。

【主な取組】

- ・ 河川、海岸沿いの樹木の適正な管理
- ・ 湧水を活かした賑わいづくり
- ・ **新** 田子の浦港プロムナードエリアの賑わいづくり

施策5 農地等の保全・活用

景観形成、雨水流出抑制など多面的機能を持つ農地を保全・活用します。

●取組の方向性

- ・富士・愛鷹山麓や岩本山周辺の丘陵地には茶やみかんを栽培する農地が広がり、本市の特徴的な景観の一つとなっています。また、集中豪雨等による災害の激甚化・頻発化を背景に、農地が有する雨水の貯留・浸透機能の重要性が高まっていますが、宅地化の進行により、市街地周辺の農地は徐々に減少しています。そこで、景観形成、雨水流出抑制など多面的機能を持つ農地を保全します。
- ・遊休農地を活用した景観形成、市民農園等における農とのふれあいなど、市民が身近に緑を感じ、ふれあえる場所として農地を活用します。

【主な取組】

- ・遊休農地の活用促進
- ・荒廃農地の発生予防と再生利用
- ・市民農園等の普及促進

柱2 緑をいかす

公園や公共空間、まちなかの緑や花を健全に育て、活かしていくことで、暮らしやすく、魅力あるまちづくりにつなげていきます。



※現時点でのイメージ図となります。

施策6 公園・緑地の利活用

子どもをはじめ多くの人々が利用しやすい環境づくり、施設・植栽の適切な管理、民間活力との連携などにより公園・緑地の利活用を進めます。

●取組の方向性

- ・国土交通省から令和4（2022）年に公表された「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言」による3つの変革「まちの資産とする」、「個性を活かす」、「共に育て共に創る」を踏まえ、子どもをはじめとする市民一人ひとりの心豊かな生活を支え、地域の交流や課題解決の場となる身近な公園を活かしていくため、引き続き多様な主体との連携などにより公園の活用を進めます。
- ・公園づくりの段階から子どもをはじめとする市民の意見を取り入れ、市民とともに公園を創り、育てていきます。
- ・多様化する利活用ニーズに対応し、画一的な利用ルールの見直しを進めます。
- ・公園を利用しやすい環境づくりとして、施設・植栽の適切な管理、老朽化対策、ユニバーサルデザインの推進、利用者に対するサービスの向上などに取り組みます。
- ・健康、福祉、子育て、教育、コミュニティ形成、防災等、他の分野との積極的な連携により、公園の機能向上と活用を進めます。
- ・公園の特性等に応じた柔軟な運用により、新たな可能性を探るための実験的な利活用を進めます。



中央公園に試験的に設けた花火エリアで
手持ち花火を楽しむ子どもたち

【主な取組】

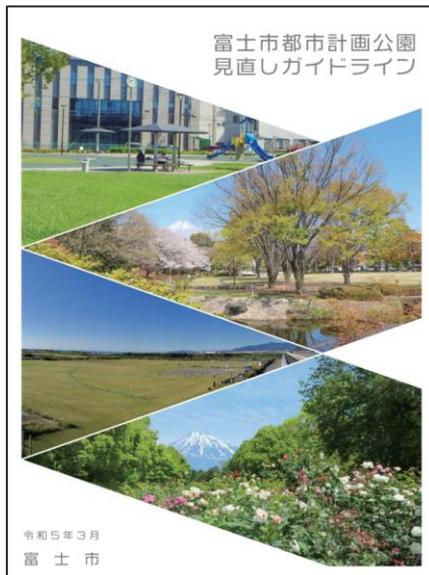
- ・民間活力を活用した都市公園の整備・管理
- ・市民参画による公園づくり
- ・**新** 公園の特性に応じた利活用の推進

施策7 公園・緑地の機能向上・適正配置

公園の規模に応じた役割分担に基づき公園ごとの特色づくりを進めます。

●取組の方向性

- ・施設改修の機会を捉えて、多様化する利用者のニーズに応えつつ、夏の暑さの深刻化や災害リスクの増大などの環境変化にも対応できるよう、公園が持つ環境、防災・減災などの機能を高めていきます。
- ・本市の市民一人当たりの都市公園面積は約9㎡に達しているものの、身近なレクリエーション空間である住区基幹公園の偏在がみられるとともに、施設の老朽化が進んでいます。また、宅地の開発事業により整備された多数の小規模な広場が多いことから、身近な公園や広場が市民に使われ、活きる存在となっていくよう、公園・緑地の規模に応じた役割分担を明確にし、規模や周辺環境を踏まえ整備する施設の水準を設定して、管理費の抑制を図りつつ、個々の特色づくりを進めていきます。
- ・持続可能な都市づくりの観点から、必要な場所に、必要な機能を備えた公園・緑地を適切に配置することで、都市全体の質の向上を図っていくため、都市づくりの将来像を踏まえ、公園・緑地の配置検討を進めます。
- ・富士川緑地や比奈公園など、必要な都市公園・緑地について計画的に整備を進めます。



富士市都市計画見直しガイドライン



【主な取組】

- ・既存施設の長寿命化対策及び計画的な改築・更新
- ・**新**都市公園のストック再編の推進
- ・都市計画公園の見直しによる配置の適正化
- ・都市公園の整備

施策8 富士山の映える緑のまちなみづくり

ゆとりある住環境、公共空間の緑の健全育成、工場等における緑化の誘導を通じ、富士山の映える緑豊かなまちなみをつくります。

●取組の方向性

- ・景観重要公共施設である市道臨港富士線（青葉通り）や市道本市場大淵線の植栽をはじめ、公共空間の緑がうるおいを感じられる緑豊かなまちなみ形成に寄与していくよう、多様な手法により緑化に取り組みます。
- ・公共空間の緑の中には、生育不良や老木化などにより樹勢が衰え、枝折れや倒木の危険性のある樹木が存在するため、計画的な更新を進めます。また、新規の植栽、植え替え時には、植栽空間に適した樹木を選択し、健全な育成を促すとともに、施設利用者の安全を確保した適切な管理を進めます。
- ・工場や事業所などにおいて、地域の生活環境との調和が図られるよう、法令に基づき適切な緑化を誘導、整備後の維持管理についても指導を行います。
- ・事業者や個人の所有地、空き地等の民有地について、子どもをはじめとする地域住民が身近に花をはぐくむ場などとして利用できる緑・オープンスペースとしての活用を検討します。



街を快適で安全にする“インフラ”としての街路樹

【主な取組】

- ・街路樹管理の推進
- ・富士市緑化基準に基づく工場・事業所の緑化推進
- ・オープンスペースの活用の検討

施策9 雨水の貯留・浸透の促進

雨水の貯留・浸透につながる緑を保全、創出します。

●取組の方向性

- ・富士川下流域に位置し、市街地にも多くの中小河川が流れる本市では、市街地の大部分において洪水や内水氾濫による浸水リスクが存在していることを踏まえ、富士・愛鷹山麓の樹林地、農地、市街地縁辺部の二次林、湿地等、雨水の貯留・浸透につながる緑を保全し、降雨による雨水の表面流出防止を図ります。
- ・気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化が懸念される中、雨水の貯留・浸透によって浸水被害を軽減する緑の機能が、グリーンインフラや流域治水等の観点から、都市のレジリエンス（回復力・対応力）を高めるインフラとして再認識されていることを踏まえ、民有地への雨水浸透・貯留施設の設置を促進するとともに、公共施設や公園の整備に際し、立地条件に応じて雨庭や緑溝など、雨水を一時的に貯留できる緑を取り入れることを検討します。また、事業所等の緑化を促し、未舗装地等の浸透機能のある場所を確保することで、雨水の貯留・浸透につなげます。

【主な取組】

- ・雨水貯留・浸透施設の設置促進
- ・市有林、民有林の適正管理

柱3 みんなではぐくむ

市民・事業者をはじめ、多様な担い手が緑化活動や身近な公園の管理・活用に携わり、緑や花の彩りにあふれ、一人ひとりが Well-being を実感できるまちを実現していきます。



※現時点でのイメージ図となります。

施策 10 緑と花の魅力を伝える情報発信

緑と花に関心を持つきっかけとなる情報発信を進めます。

●取組の方向性

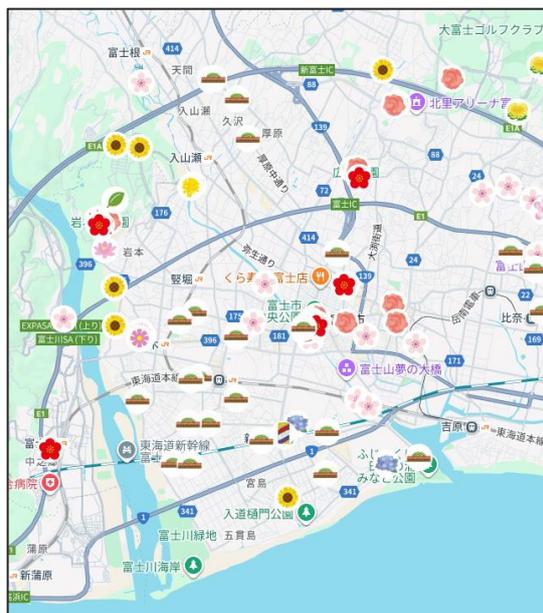
- ・市民意向調査において、市民と協力して進める緑化活動[※]の認知度が低いこと、活動に関する情報がないことが活動に参加しない理由の一つとなっていることを踏まえ、本市の緑と花の魅力を伝える際のコンセプトやメッセージを明確にした上で、SNSや映像の活用をはじめ多様なツールを相互に連携させ、緑と花の魅力を効果的に伝えていきます。

※みどりいっぱい富士市民の会、花いっぱい運動、富士ばら会、公園愛護会など8つの取組・活動

- ・富士山を背景とした、緑とまちが創り出す風景や市内の多様なロケーションが、シティプロモーションや観光振興に寄与していることを踏まえ、緑や花の適正な管理を進め、良好な景観を維持するとともに、市の魅力として効果的に伝えていきます。
- ・緑や花への市民の関心を高めるとともに、更なる市の魅力発信につなげるため、緑と花に関わる情報を集め、みんなに発信していきます。



市内の花の見ごろや場所などを紹介する花どこマップ



より多くのスポット、情報を見ることができるインターネット版花どこマップ

【主な取組】

- ・市内の緑や、緑と花を育てる市民活動等に関する情報発信
- ・富士山を望む花と景色のPR
- ・緑に関する市民からの情報収集

施策 11 緑や花とふれあう体験づくり

子どもが緑や花にふれあい、体験する場や機会を設けます。

●取組の方向性

- ・ 市民意向調査において子どもが花や緑、自然にふれあえる場や機会の充実が期待されていることを踏まえつつ、緑や花を支える人材を長期的視野に立って育成するため、緑と花の百科展など既存のイベントを活用して、子どもをはじめとする市民が、緑や花にふれあうことを楽しむ場や機会を拡充していきます。
- ・ 緑化指導員会、富士ばら会、富士市オープンガーデンなどの活動と連携して、市民が緑や花を育てる楽しみを体験できる場や機会を設けていきます。
- ・ 健康づくり、地域の歴史・文化、防災など、市民が関心を持つテーマを入り口として緑になぐなど、他の分野と連携を図りながら、緑とふれあう機会をみんなとつくっていきます。

【主な取組】

- ・ **新** 子ども向けの企画の実施（緑と花の百科展、緑化講習会等）
- ・ 市民参加による里山体験講座等の継続開催
- ・ 森林への関心を高める「木育」や林業体験等の機会の提供

施策 12 緑と花の暮らしづくり

緑と花にあふれる暮らしづくりを支援します。

●取組の方向性

- ・ 花や木を育てることへの関心を実際の行動につなげるとともに、潤いある住環境を創出していくため、緑と花にあふれる暮らしづくりを支援します。
- ・ 市民の花「バラ」の普及を通じて、自宅で緑や花を育てることを促進します。
- ・ 自宅にシンボルツリー等を植栽する経費の一部を補助する支援制度を継続します。

【主な取組】

- ・ 緑と花を身近に感じる暮らしづくりの推進
- ・ 市民の花「バラ」の普及推進
- ・ **新** 緑のいえなみ整備事業による家庭・事業所緑化の推進

施策13 緑と花をみんなではぐくむ活動推進

みんなで緑と花がつなぐ活動を支えます。

●取組の方向性

- ・ 高齢化を背景とした担い手不足が課題となっている団体の活動への支援の一つとして、SNSを利用し、緑に関わる団体の活動を広く周知していきます。
- ・ 市民意向調査において、「体験できる機会の創出」、「時間のあるときに参加できる活動が選べる仕組みづくり」へのニーズがあったことを踏まえ、スポット的な参加を含む活動体験の機会づくりを検討します。
- ・ 活動への参加や支援に関心のある事業所とのマッチングなど、緑化活動に関心のある若い世代や事業所などの多様な参加の仕組みを検討します。

【主な取組】

- ・ 公園愛護会の活動促進
- ・ 公共花壇を管理する団体の活動促進
- ・ 緑化功労者の表彰

横断的視点

緑の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、緑が持つ多様な機能を活かし、国の「緑の基本方針」（令和6（2024）年12月）に示された3つの個別目標の観点（カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、Well-being）に貢献していきます。

①カーボンニュートラルへの貢献

二酸化炭素を吸収・固定する樹木を育て、吸収源対策につなげていきます。

関連する
施策

- 施策1 富士・愛鷹山麓の森林の保全・管理
- 施策3 樹木・樹林の保全
- 施策6 公園・緑地の利活用
- 施策7 公園・緑地の機能向上・適正配置
- 施策8 富士山の映える緑のまちなみづくり

②ネイチャーポジティブへの貢献

適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、これら地域の貴重な緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的維持と質的向上を推進し、生物多様性の主流化によるネイチャーポジティブの実現を目指します。

関連する
施策

- 施策1 富士・愛鷹山麓の森林の保全・管理
- 施策2 生物の生息・生育環境の保全
- 施策3 樹木・樹林の保全
- 施策4 水辺空間の保全・管理
- 施策6 公園・緑地の利活用
- 施策7 公園・緑地の機能向上・適正配置
- 施策8 富士山の映える緑のまちなみづくり

③Well-beingの向上への貢献

緑地の量の維持と質の向上を図ることにより、㉞都市のレジリエンスの向上につなげていくとともに、㉟人々に喜びややりがいをもたらす緑地の活用を推進し、Well-beingが実感できるまちづくりに貢献します。

関連する
施策

- ㉞ 都市のレジリエンスの向上
- 施策1 富士・愛鷹山麓の森林の保全・管理
- 施策4 水辺空間の保全・管理
- 施策5 農地等の保全・活用
- 施策7 公園・緑地の機能向上・適正配置
- 施策8 富士山の映える緑のまちなみづくり
- 施策9 雨水の貯留・浸透の促進

- ① 人々に喜びややりがいをもたらす緑地の活用
 - 施策5 農地等の保全・活用
 - 施策6 公園・緑地の利活用
 - 施策10 緑と花の魅力を伝える情報発信
 - 施策11 緑や花とふれあう体験づくり
 - 施策12 緑と花の暮らしづくり
 - 施策13 緑と花をみんなではぐくむ活動推進

第5章 計画の推進に向けて

5-1 推進体制

市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら連携・協働して、将来像の実現に向け、施策・取組を推進します。



図 5.1 推進体制

5-2 進捗管理

(1) PDCAによる施策・取組の推進

本計画に基づく施策を着実に実行していくため、PDCAサイクルに沿って計画、施策・取組の実行、目標指標・進行管理指標に基づく進捗状況の点検・評価、施策・取組の見直しを継続的に行います。

年度ごとのPDCAとして、本計画の施策を踏まえたアクションプランを作成し、進行管理指標を基に進捗を点検・評価します。また、中間年次に、中間のアウトカム指標を基に進捗を点検・評価します。これらを踏まえ、取組や施策を必要に応じ適時見直します。

計画期間最終年度には、計画全体の目標指標を含めた全ての指標の目標達成状況、施策の進捗を評価し、計画を見直します。

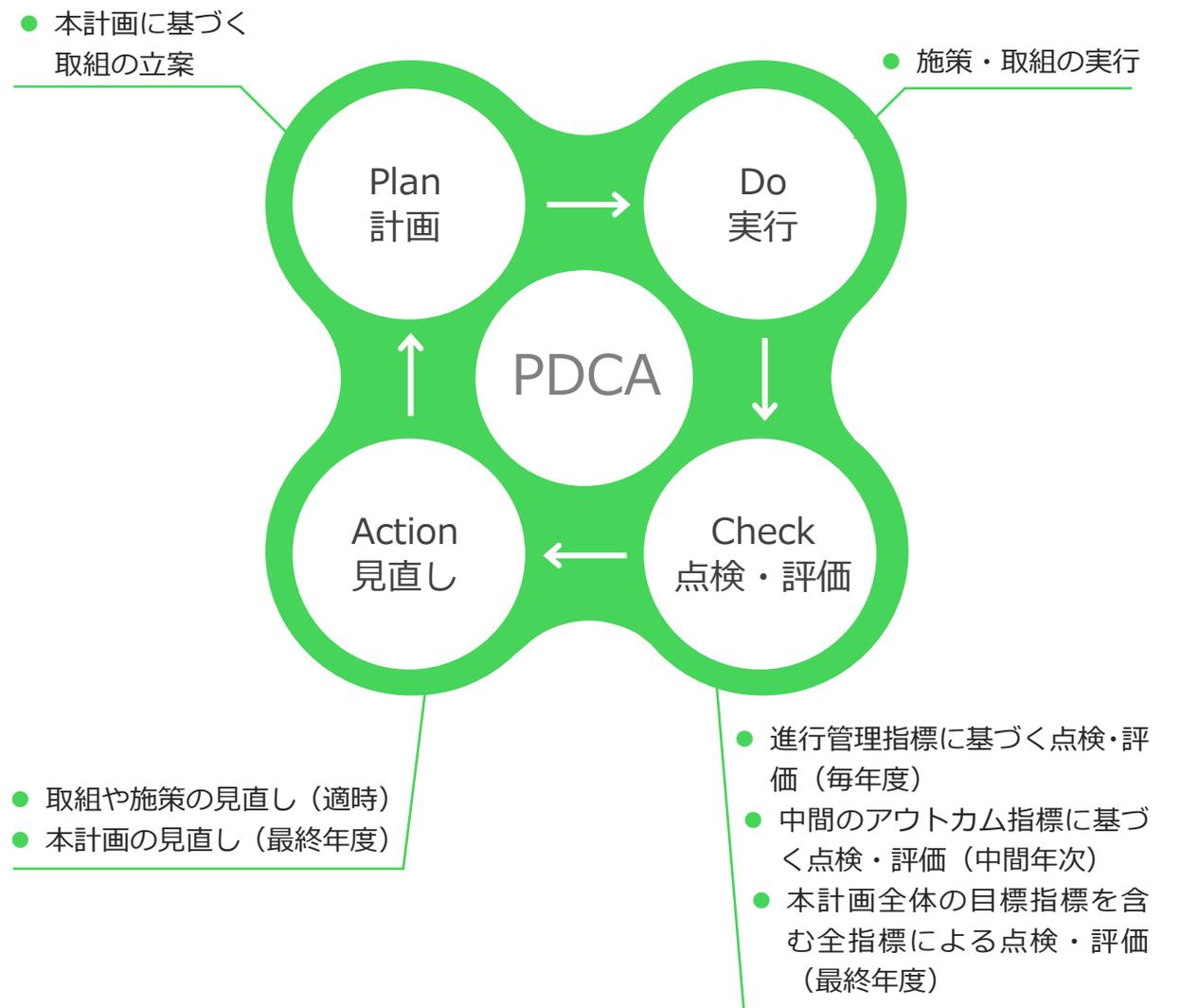


図5.2 PDCAサイクル

(2) アクションプランの作成

本計画を着実に推進するため、「第4章 施策」の「取組の方向性」に示した内容を具体化したアクションプランを作成し、取組を実行します。

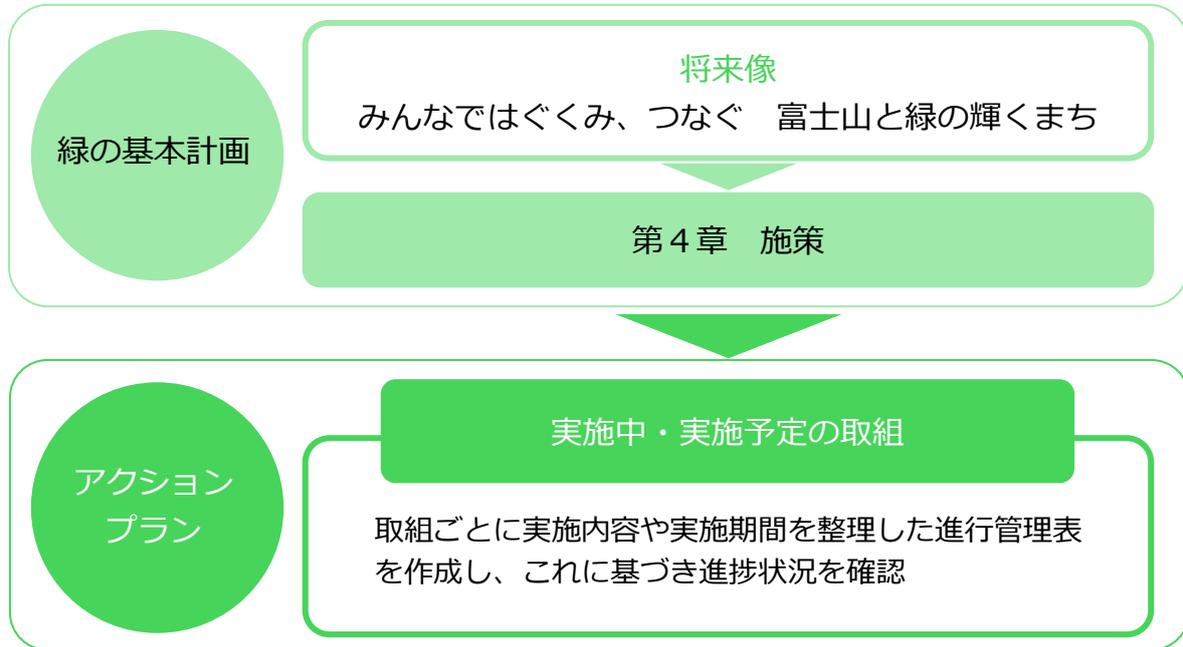


図5.3 アクションプランの役割

計画の推進にあたっては、目標の達成状況とアクションプランの実施状況を照らし合わせながら評価し、進捗状況を確認します。

【進捗状況の管理について】

- ・毎年度、アクションプランに計上した取組の進捗状況を把握します。
- ・おおむね5年ごとに、目標指標として設定した「本計画全体の目標指標」と「施策の柱ごとの中間のアウトカム指標」の達成状況をアンケート調査等により確認します。
- ・取組の進捗状況と、目標指標の達成状況は、多角的な視点から評価し、必要に応じて取組の見直しを検討します。

【取組の進捗状況の把握イメージ】

取組名	花や緑にふれあう機会の提供				
進行管理指標	単位	計画策定時	目指す方向	令和8年度実績値	進捗
緑化講習会等の開催数 (累計)	回		↗		○

參考資料

【参考資料 1】 策定経過

(1) 第三次富士市緑の基本計画策定市民懇話会名簿

(敬称略)

	区分	所属	氏名
1	学識経験者	静岡県立大学	岸 昭雄
2	緑化推進団体	みどりいっぱい富士市民の会	荻野 克雄 (第1回・第2回) 毛涯 晋 (第3回～第6回)
3		富士市緑化指導員会	森 俊数
4		富士市造園緑化事業協同組合	渡井 清視
5	関係団体	富士市町内会連合会	鈴木 俊光
6		富士伊豆農業協同組合	渡邊 将人 (第1回・第2回) 岩山 康治 (第3回～第5回) 佐藤 哲朗 (第6回)
7		富士市森林組合	笠井 洋一郎
8		富士商工会議所	齋藤 祐宜
9		富士建築士会	吉永 敏久
10		富士市地域防災指導員会	藤田 和一
11		富士自然観察の会	小澤 緑
12	市民代表	公募市民	遠藤 礼朗
13		公募市民	三科 美香
14		公募市民	水野 桂子

(2) 第三次富士市緑の基本計画策定庁内検討委員会名簿

	区分	部	課
1	委員	危機管理室	防災危機管理課
2		総務部	企画課
3		財政部	財政課
4			資産経営課
5		市民部	文化スポーツ課
6		環境部	環境総務課
7			環境保全課
8		産業交流部	産業政策課
9			交流観光課
10			農政課
11			林政課
12		都市整備部	都市計画課
13			建築土地対策課
14			市街地整備課
15		建設部	道路整備課
16			河川課
17		教育委員会	教育総務課
1	事務局	都市整備部	みどりの課

(3) 策定スケジュール

開催日	会議名等	主な議題
令和6(2024)年度		
9月26日(木)	第1回庁内検討委員会	緑の基本計画改定の進め方 市民意向調査について
10月21日(月) ～10月31日(木)	富士市緑の基本計画策定に伴う 市民意向調査	配布数3,000件 回答数1,384人(有効回答率46.1%)
12月20日(金)	第1回市民懇話会	緑の基本計画と富士市の現状を知る 緑に期待する役割を考える
1月24日(金)	第2回庁内検討委員会	策定の視点(案)
2月5日(水)	第2回市民懇話会	富士市の緑の将来像を考える
令和7(2025)年度		
5月13日(火)	第3回庁内検討委員会	将来像・目標・施策体系
6月6日(金)	第3回市民懇話会	将来像を実現するための取組を考える (1)
6月24日(火)	第4回庁内検討委員会	将来像及び目標(修正案) 緑の将来構造 施策・取組の方向性
7月18日(金)	第4回市民懇話会	将来像を実現するための取組を考える (2)
8月5日(火)	第5回庁内検討委員会	緑の基本計画(素案) 各課の取り組み
8月29日(金)	第5回市民懇話会	緑の基本計画(素案)
12月1日(月) ～1月5日(月)	パブリックコメント	
2月4日(水)	第6回庁内検討委員会	緑の基本計画(案)
2月27日(金)	第6回市民懇話会	緑の基本計画(案)

市民懇話会 : 第三次富士市緑の基本計画策定市民懇話会

庁内検討委員会 : 第三次富士市緑の基本計画策定庁内検討委員会

【参考資料 2】 用語集

あ	オープンスペース	住民が自由に利用できる公園、広場、緑地などの開放的な空間のこと。
か	カーボンニュートラル	二酸化炭素(CO ₂)をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
	グリーンインフラ	自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。(「グリーンインフラ推進戦略 2030」より)
	景観重要公共施設	景観法に基づき、道路、河川、都市公園などのうち、景観上重要な公共施設を指定し、整備に関する事項を定めるもの。景観計画に即して整備する本市では富士市景観計画に基づき指定している。
	景観重要樹木	景観法に基づき、景観計画区域内において特に良好な景観を形成している樹木を積極的に保全していくために指定するもの。本市では富士市景観計画に基づき指定している。
	公園愛護会	自主的に公園内の清掃や除草、施設の点検や簡易な塗装、花壇づくりなどを行う団体のこと。
	公募設置管理制度 (Park-PFI)	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。平成 29 (2017) 年の都市公園法改正により創設された。
さ	里山	都市周辺に位置する、森林や雑木林、草地、湿地、水田などが共存し、人と自然が共生してきた伝統的な地域環境のこと。
	市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している、またはおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的な整備・開発により市街化を図るべきとして区分された区域のこと。
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべきとして区分された区域のこと。
	施設緑地	主に国または地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、公開する緑地のこと。都市公園法に基づく「都市公園・緑地」、「公共施設緑地」、「民間施設緑地」に区分される。
	指定管理者制度	公の施設の管理・運営を民間事業者や団体に委託する制度のこと。
	市民農園	都市部の住民が、自家用の野菜生産やレクリエーションを目的として、農家などから小規模の畑を借りることができる制度、またはそのために指定された農地のこと。

	生物多様性	生き物の「個性」と「つながり」を表す言葉で、森林、里地里山、河川、湿原等の生態系の多様性、動植物から細菌などの微生物にいたる種の多様性、同じ種でも異なる遺伝子を持つという遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性からなる。
	ゼロカーボン	温室効果ガスの排出量から、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成した状態のこと。カーボンニュートラルと同義。
た	地域制緑地	一定の土地の区域に対して、法律や条例により土地利用を規制することで、緑地を保全する制度のこと。
	都市機能	都市基盤、都市施設、都市交通、ライフライン、情報通信など、都市における生活や社会活動を支えるために必要な、様々な機能や役割を有するものの総称。
	都市機能誘導区域	立地適正化計画に定める、医療・福祉・商業等の日常生活に必要なサービス施設を立地誘導する区域のこと。本市では富士市集約・連携型都市づくり推進戦略の中で示している。
	都市緑地法	都市の緑地保全と緑化推進に関する事項を定め、都市公園法などとともに良好な都市環境を形成し、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。
な	内水氾濫	市街地に降った大雨が地表にあふれること。河川へ排水する川や下水路の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できなくて引き起こされる。
	二次林	伐採や山火事などで失われた自然林（一次林）が再生した林のこと。植林により再生した人工林や用材林と区別して用いられる。
	ネイチャーポジティブ	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。自然再興。
は	バリアフリー	高齢者や障がい者が社会参加する上での障壁をなくすこと。
	富士山百景	富士山のすばらしい眺めを国内外に広め、観光交流に役立てるとともに、市民の富士山に対する誇りと愛着を深めることを目的として選定した市内で富士山が美しく見える約100か所のエリアのこと。
	富士市オープンガーデン	花や草木で飾られた個人の庭を一般の人たちに公開する富士市の活動のこと。
	富士市緑化基準	富士市の「緑あふれるまちづくり」の推進を図るために設けられた、開発行為や土地利用事業などに係る緑化規定のこと。
	富士ばら会	市民の花「バラ」の愛好者で組織され、ボランティア活動を通じて、会員相互の親睦を図り、バラ栽培の知識と技術の向上を目指し、バラ文化の普及発展に寄与することを目的とした団体。中央公園のバラ園の管理、「富士ばらまつり」の主催及び運営、市内のバラ花壇の管理の指導などを担う。
ま	みどりいっぱい 富士市民の会	みどりと花で満たされた潤いとゆとりのあるまちづくりの推進を目的に、富士市町内会連合会などの各種団体により組織された団体で、緑と花の百科展の運営、緑の募金運動の運営や啓発、花壇コンクールやガーデニングコンテスト等の審査などを担う。

	緑と花の百科展	草花等の販売や各種講習会等を通じて家庭緑化の推進を図り、まちが緑で彩られることを目的として、春と秋の年2回開催するイベント。
や	ユニバーサルデザイン	障害の有無や、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが利用しやすい都市空間をあらかじめデザインする考え方のこと、またそのデザインのこと。
ら	緑化指導員	都市緑化を推進するため、各地区及び富士市造園緑化事業協同組合からの推薦者が就任し、適時地域を巡回しての情報収集と市長への報告、都市緑化推進の啓発活動を行う。
	緑化重点地区	都市緑地法に基づき定める「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のこと。
	緑被率	都市や地域において、総面積に対する樹木や芝生などの緑が占める割合のこと。
	レジリエンス	「困難などに負けない」「困難などに遭遇した時に回復・復元する」という意味を持つ言葉。防災分野や環境分野で、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する用語として使われる。
W	Well-being (ウェルビーイング)	幸福で身体的、精神的、社会的すべてにおいて満たされた状態のこと。



富士市行政資料登録番号

第三次富士市緑の基本計画

[編集・発行] 富士市みどりの課

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

TEL : 0545-55-2793 FAX : 0545-53-2772

E-mail : midori@div.city.fuji.shizuoka.jp